平成20年第4回嬉野市議会定例会会議録												
招集年月日		平成20年12月5日										
招集場所		嬉野市議会議場										
開閉会日時	開議	平成20年12月12日			午前10時00分		議	長	Щ	П	要	
及び宣告	散会	平成20年12月12日			午後4	時27分	議	長	Щ	П	要	
	議席 番号	氏 名		出欠	議席 番号	氏		名		出欠		
	1番	小	田	寛	之	出	12番	太	田	重	喜	出
	2番	大	島	恒	典	出	13番	山	П	榮	_	出
	3番	梶	原	睦	也	出	14番	野	副	道	夫	出
	4番	秋	月	留身	 長子	出	15番					
応 (不応) 招	5番	園	田	浩	之	出	16番	副	島	敏	之	出
議員及び出席 並びに欠席議員	6番	副	島	孝	裕	出	17番	田	口	好	秋	出
正して八川政気	7番	田	中	政	司	出	18番	西	村	信	夫	出
	8番	Ш	原		等	出	19番	平	野	昭	義	出
	9番	織	田	菊	男	出	20番	山	田	伊包	生男	出
	10番	芦	塚	典	子	出	21番	山	П	栄	秋	出
	11番	神	近	勝	彦	出	22番	山	П		要	出

	市長	谷	П	太一郎	健康づくり課長	ЩП	久	義
地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席	副市長	古	賀	一 也	こども課長	井 上	嘉	徳
	教 育 長	杉	﨑	士 郎	産業建設課長	宮崎	和	則
	会計管理者	山	П	克 美	学校教育課長	福田	義	紀
	嬉野総合支所長	岸	Ш	久 一	社会教育課長	植松	幸	男
	総務部長	森		育 男	総務課長(支所)	坂 本	健	1.
	企 画 部 長	田	代	勇	市民税務課長(支所)	徳永	賢貝	治
	健康福祉部長	大	森	紹 正	新幹線整備課長	須 賀	照	基
	産業建設部長	江	П	幸一郎	観光商工課長	一ノ瀬		真
した者の職氏名	教育部長	桑	原	秋 則	健康福祉課長			
	総務課長(本庁)	片	Щ	義 郎	農林課長	松尾	保	幸
	財政課長	田	中	明	建設課長	一ノ瀬	良	昭
	市民税務課長(本庁)	中	島	直宏	環境下水道課長	池田	博	幸
	企画・企業誘致課長	11.1	根	清和	農業委員会事務局長	松尾	龍	則
	地域づくり課長	中	島	文二郎	水道課長			
	福祉課長	近	藤	ヒデ子	代表監査委員			
本会議に職務	議会事務局長	宮	田	富夫				
のため出席した者の職氏名								
		•				•		

平成20年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年12月12日(金) 本会議第4日目 午前10時 開 議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	山口樂一	1. 来年度の税収について
		2. 地域コミュニティと行政嘱託員の削減について
2	川原等	1. 住宅用火災警報器の設置について
		2. 公共施設の芝張りについて
		3. 国道498号線歩道について
3	西村信夫	1. 農業問題について
		2. 購入用地の有効活用について
		3. 全国学力テストについて
4	秋 月 留美子	1. まちづくりについて
5	小 田 寛 之	1. ふるさとを愛する教育について

午前10時 開議

〇議長(山口 要君)

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。また、傍聴者の皆さん方には早朝よりの傍聴、大変ありがとうございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1.一般質問を行います。

通告順に発言を許します。13番山口榮一議員の発言を許します。

〇13番(山口榮一君)

おはようございます。13番山口でございます。傍聴の方におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回は来年度の税収について、地域コミュニティーと行政嘱託員の削減についてお尋ねを いたします。

初めに、来年度の税収についてでございますが、この問題については、今議会においても

景気対策や来年度の計画、財政についての質問もあっておりますので、多くはお尋ねすることはございませんが、御存じのとおり、9月以降の世界的な金融不安に伴い、我が国でも景気後退により自動車産業を初め、物が売れなくなり、厳しい経済状況になってまいりました。 先日の新聞報道によりますと、企業のリストラにより来年3月までに非正規労働者3万人が失業をされ、佐賀県でも594人程度があると報道されておりましたが、これから先、私はもっとふえるのではないかと思っております。

一時期のガソリン価格の高騰によって関連する物価の値上がりにより、嬉野にとりまして も、観光客の減少を初め、農業、窯業などすべての産業に大きな影響が出ております。これ からは経済の下降局面が長期化するおそれもあります。

21年度税制については、先月末に来年度の税制について、税制調査会より21年度税制についての答申が出されました。これをもとに、今、国のほうでも検討されておりますが、主に当面の景気対策が必要であり、それに加えて相続税の見直し、国際課税、固定資産税の適正化などが答申として出されております。

嬉野市の来年度の税収については、9月議会で議論があっており、そのときに来年度は交付税に限ってトータルで150,000千円程度の減額になるだろうという答弁があっております。 そのころと比べ、それ以上に私は厳しい状態ではないかという思いがいたします。

働く人の給与面とか、また嬉野の農業面から見ても、ことしは台風も来ず、米については 豊作だろうと考えておりましたが、平年の98%だったとのことであり、ヒノヒカリについて は等級も悪かったように聞いています。お茶にしても、価格の下落と経費の上昇で秋冬番は できない状態だったため生産がされておりません。他の農産物の価格低迷など含め、いろい ろの状況を考えますと、かなり厳しくなっていると思われます。

現行制度の中、改めて伺いますが、税収をどう見ておられるか、来年度の税収についてお 尋ねをいたします。

あとは質問席において質問をいたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(山口 要君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

皆様おはようございます。また、傍聴の皆さんにおかれましては、早朝からの御来臨に心 から敬意を表します。

13番山口榮一議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、来年度の税収について見込みはということでございます。

来年度の税収につきましては、税制調査会の答申が11月に行われたところでございまして、 具体的には来年1月には説明会が行われるようになっております。固定資産税や自動車重量 税、所得税については現行の制度を堅持し、地方自治体へのしわ寄せが出ないよう要望いた してまいります。

来年度の税収見込みにつきましては、税収見込みを策定中でございますが、平成21年の固定資産の評価がえがございますので、評価が下がることが見込まれております。また、市民税につきましても、議員御発言のように、給与減などからの調定減を見込んでおるところでございます。入湯税につきましては、6%程度の減収を見込んでおります。大まかではございますが、平成20年度決算の5%程度、約130,000千円程度が減少するのではと見込んでおるところでございます。

また、近々の動きといたしましては、国の景気対策によりまして自動車税関連の税について協議が行われておるところでございまして、地方六団体といたしましても非常に心配をしておるところでございまして、自動車税関連の取り扱いの変化によりましては地方税の大幅な減収が見込まれるところでございますので、先般、全国市長会、また市議会議長会におかれましても、それぞれの箇所に要望書を提出しておるところでございまして、景気対策に相まって地方税の減収ということがないようにこれからも訴えていきたいと考えておるところでございます。

以上で山口榮一議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長(山口 要君)

山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

先ほど市長の答弁の中で、固定資産税の評価がえということでございましたが、固定資産 税に限って来年度どれくらい評価がえした場合に下がる予定ですか。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長。

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

お答えをいたします。

来年度が3年置きの固定資産の評価がえの年となります。今、その全路線を査定いたしまして作業中でございまして、正確に概要が出るのが、今月の15日ごろ積み上げ作業終わるんじゃなかろうかと思います。ただ、今想定されるのは固定資産税のみで約1億円前後が想定をしておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

全体で130,000千円程度とお聞きしましたが、あと市民税ですね、これについては資料を ちょっともらっておりますが、年々下がっているわけですよね。例えば、給与所得者も年々 減って、20年度の給与所得者の人員としては8,893人、営業所得の方が637人、農業所得の方が105人というふうに、18年度は農業にしても140人あったわけですが、こう下がっておりますが、21年度の見込みを見よったら、横ばい状態というふうな形でなっておりますが、私は市民税の納税者はもう少し下がるんじゃないか。その辺については見通しとしてどういうふうに考えてありますか。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

市民税についてでございますけれども、議員先ほどのお話の中でありました農業問題、これは非常に打撃を受けておるところです。お茶につきましては、一番茶の数量及び価格、これが下落をいたしております。

そういう中ではございますが、嬉野市の税収の構成を見ますと、給与所得が80%を超えるところを占めております。そういう中で、確かに農業の減というのはございますが、市民税の今のところの見込みといたしましては、調定額で約10,000千円から15,000千円が減収するのではないかと考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

そしたら、ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、先月、県内市町の19年度の税徴収率の報告が公表されまして、嬉野市は県下最下位という状態でございました。これは過年度分の固定資産税の徴収がうまくいかなかったということだろうと思いますが、18年度とすれば19年度は0.2%上がっております。その0.2%といったら金額にしたらどれくらいになりますか。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

お答えをいたします。

昨年、税収のトータルで、0.2%ではございますが、伸びを示したところです。この0.2% の効果額というのは大体7,000千円ぐらいになろうかと思われます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

7,000千円ということでございますが、まだまだ徴収努力をしていただかなければなりません。徴収努力をしておられることはもう理解しております。18年度は54,000千円程度、19年度は58,000千円程度の徴収を過年度分に対してしておられますので、努力はしておられることとは思いますが、まだまだ徴収努力はしていただかなければならないというふうに考えております。

21年度から県では滞納整理推進機構というものを設置されるということでございますが、 それについて御説明をお願いします。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

お答えをいたします。

滞納整理機構、県が音頭を取りまして、佐賀県を二分いたしまして、それぞれの市町から 専門職ということで派遣をいただいて各市町の税収対策に当たるということでございます。 これにつきましても、全市に県のほうから協力要請が来ているところでございます。21年度 については機構ができるということでございますが、現行におきましても、県のほうに1名 派遣をいたしております。その中で、嬉野市の税徴収を頑張っておるところでございます。 派遣しておる職員というのが嬉野市の税金を徴収することから、大体月800千円から1,000千 円ぐらいの税収確保を頑張っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

徴収努力はそういうふうな形でしていただくものと思いますが、この130,000千円の不足の分、これはやはり何といいますか、基金を流用して使わなけりゃならないというふうに考えますが、その点については、具体的にこれにどのくらいというふうなことはわかりますか、わかりませんか。

〇議長(山口 要君)

財政課長。

〇財政課長(田中 明君)

お答えいたします。

この税収の130,000千円の減ですね、貴重な一般財源が減収するというのは非常に痛いところでございます。130,000千円をどうやって対応するかということになりますと、思い切った歳出の削減か、あるいは現在の行政サービスをそのまま維持して、投資事業、それらに回していくというようなことになりますと、どうしても基金で対応しなければならないとい

うことになります。来年度予算編成の時期になっておりますので、来年の収入見込みについては、国の動きも含めまして非常に苦慮しているところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

ここに私、18年度の決算と19年度の決算結果、それから20年度の予算を比べてみましたら、 やはり地方譲与税というのが相当予算面でも落ちているようでございます。それと利子割交 付金、それから地方消費税交付金、これなんかが大分減っているように思います。ただ、地 方交付税が予算よりも9月補正まで幾らか伸びているような感じがいたします。また、減ら されている分が、国庫支出金は余り変わりませんが、あとは利子割交付金なんかがちょっと 減っているようでございますが、この地方交付税の幾らか伸びた理由、予算とすれば、また 19年度としても幾らか伸びております。その状態は何の関係で、幾らかですけど、伸びてい る状態ですけど、それは何かわかりますか。

〇議長(山口 要君)

財政課長。

〇財政課長(田中 明君)

19年度決算に対しての20年度の見込みのことですよね。(「20年度の9月までの補正で幾らか伸びています」と呼ぶ者あり)

はい、わかりました。20年度交付税の伸びました原因につきましては、地方災害対策費 134,001千円が初めて措置されたということと、たばこ税が前年度に比べまして大きな落ち 込みを見ております。その分等がございまして、前年度決算に比べますと本年度はたくさん いただくということになっております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

嬉野の税金を徴収する中で、7日に伊万里のほうが多重債務者についての生活支援のために、弁護士とか、それから司法書士とか、そういう方に相談を打診して徴収をされているということが載っておりましたが、嬉野ではそういう多重債務者というのもあるだろうと思いますが、その辺についての、何ですか、データですか、そういうふうなものはある程度わかっておりますか。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

多重債務者でございますけれども、相当数いらっしゃるんじゃなかろうかとは想定いたしておりますが、税の徴収部門におきましては数までは把握しておらないところです。

今回、伊万里市のほうが実施をされておりますが、嬉野市におきましても、この制度を1年半ぐらい前に研究したことがございまして、規模の小さい市になりますので、現段階ではそこまでタッチするのは非常に困難な状況にあるということで判断をいたした次第で、この取り組みには至っていないところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

とにかく税というのはやっぱり公平にしなきゃならんということで、未納者も支払う人も やはりその辺を考えてしていただいて、未納者対策をぜひしていただかないと、どうしても 市のいろいろな事業に対して回っていきませんので、その辺はぜひ進めていただきたいと思 いますが、税の徴収について、今、一生懸命やっておられることは認めますが、何かほかに こういうことをしてみたいというふうなことがあったらお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長

〇市民税務課長(支所)(徳永賢治君)

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、徴収につきましては公平性を保つために頑張っておるところでございますけれども、今取り組んでおるのが、悪質の場合、差し押さえの執行をいたしております。昨年度におきましては約110件、金額で15,000千円程度を確保いたしております。前年差し押さえを加えますと30,000千円程度を強制執行によって確保しているところでございまして、ことしの9月ぐらいから、また納税部門におきまして今の徴収体制のあり方でいいのかということで研究を行っているところで、今インターネット公売等を実施しておりますが、それなんかを堅持しながら、ある程度、何といいますか、滞納者の種類に分けて対応をしていこうという取り組みをしておるところです。軽度の滞納者、あるいは中度、高度になったら税務職員が直接行って厳しい対策をとらせていただくというふうなことを考えておるところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

ぜひ努力をしていただきたいというふうに考えます。

もう1点、締め切りでしたかね、太田議員の質問の中で、補助金が申請期間が短いという ふうな言葉がございました。この補助を受けられるものなら、ぜひそういうものに対して早 く申請ができるような情報を取得していただきたいというふうに考えますが、その辺につい てはどんなですか。来年度の予算を組む上において、どうしても早く申請しておかにゃ入っ てこないという面があると思いますが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

御意見につきましては十分理解をいたしておりますし、今そのように努力もいたしておる ところでございます。

そしてまた、以前と違いまして、国の情報、また県の情報も、最近、まずメールで入ってくるようになりましたので、瞬時に入手はできております。ですから、ほとんどの補助、新しい制度等はメールで第一便が来て、そして詳細については後日ということで説明会があるというような形になってきておりますので、時間的にはほとんど変わらない状況で受け取れているというふうに思っております。そういうことで、ぜひ取り込めるものにつきましては、できるだけ早く準備をさせるようにしておるところでございます。

ただ、以前のお尋ねのことにつきましては、制度自体が非常に短かったということで、それについては広報等をもっと徹底していただくように、これは申し入れをしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

それでは、次に移ります。

まず、次の地域コミュニティーですが、これについては、モデル地区として今取り組まれております吉田、大草野校区、久間地区、3カ所だと思いますが、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

地域コミュニティーについてお答えを申し上げます。

嬉野市の地域の将来のあり方を求めて取り組んでおります地域コミュニティー事業につき

ましては、県内初の取り組みであり、試行錯誤しながら取り組んでおりますが、モデル地区 3地区を設定し、取り組みが進んでおるところでございます。

今年度につきましては、それぞれの地域におきまして5回から6回の会議などを開いていただいておるところでございまして、3地区とも6月から7月にかけては地域コミュニティー運営協議会準備会の発足をしていただいたところでございます。また、モデル地区の皆さんにおかれましては、福岡県宗像市の地域コミュニティーモデル地区を視察していただいたところでございます。これから地域での討議を重ねていただきまして、来年6月には地域コミュニティー運営協議会を発足させていただければと考えておるところでございます。

また、次のモデル地区といたしましては、轟校区と五町田校区で御推薦をいただいておるところでございますので、今後、地域の方々と協議をさせていただきまして、設立に向け努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

この条例を見ておりますと、第1条に小学校区を基本にするというふうになっております。 今度は轟校区ということでございますが、1つちょっとお聞きしたいんですけれども、嬉野町史を見れば、不動山青年団というのが明治43年に結成されております。そういう流れの中で、昭和7年には自彊団として改称し、活動がされて、平成七、八年ごろまでは続いたと聞いております。今でも不動山地域については、子供たちと一緒になってだご汁会や演芸会、農産物品評会などを行われているようです。14日に、またことしも行われるということでございますが、これがまさしく地域コミュニティーだと考えますが、轟校区を1つにするというのは、その辺はちょっと無理があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

不動山地区の自彊団等につきましては十分承知をいたしておりまして、また、あさっての会にも御案内をいただいておりますので、毎年お伺いをしているところでございまして、子供さんから大人まで、御高齢の方まで一緒になって地域で活動しておられるということで、これは議員御発言のように、いわゆる地域のつながりの見本的なところだというふうに思っております。

地域コミュニティーの関係でございますけれども、地域コミュニティーのいわゆる基本と

するところは、そのようなこともすべて生かしていきながら、包括して組織化をしていこうということでございますので、轟校区に一発になったから、じゃ、そういうものをやめて事業を一本化するということじゃなくて、そういうところはそういうところの活動自体は生かしていきながらやっていくというのが地域コミュニティーの進め方でございますので、十分整合性はとれるというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

実は私のおる湯野田にしても、ずっと以前から内野内野山とは連携して何事もしてきているわけなんですよ。そういうところを今度校区ごとになれば、ちょっと離れるわけなんですけれども、それはそれとして、嬉野校区はとにかく広いわけですよね。それは条例はそうなっているが、それは1つにするのは余りじゃないかというふうな考えがしますが、そこのあたりはどうお考えですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

学校区を1つの基本単位としてということでしているわけでございまして、ただ、余りにも大きな地区というのは、それはいろんな問題も出てきますし、地域のつながりが希薄化していくということもございますので、そこらにつきましては、今後、対象の地区となられた方々と話し合いをしながら、完全に1つでいかれるのか、大体1,000人から2,000人規模ぐらいでいかれるのかということは、それは協議をすればできるというふうに思っております。

嬉野小学校校区につきましては非常に広いわけでございますので、今後、協議をさせてい ただければと思っておるところでございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

区長さんたちの中ではそういうふうな話はもう了解されておるわけですか、大体校区でしていくというふうなことについては。別にこういう事情がありますよとか、そういう声は聞こえませんか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

細かい議論の中身まではちょっと私も承知しておりませんけれども、轟校区と、今回推薦された五町田校区につきましては、大体行政嘱託員の皆さん方もそういう方向で進んでいこうということで考えをまとめていただいたということでございましたので、モデル地区の選定を受けていただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

次に、行政嘱託員の削減についてでございますが、これについては、もう合併して3年になります。このことについては昨年の9月議会で取り上げましたが、18年度から始まった5年間で25億円削減の中期財政計画嬉野市集中改革プランがあと2年となってきました。その中で、事務事業再編の中に行政嘱託員の削減に触れられております。現在88名の方が市の行政に協力をしていただいておるんですが、半分まで削減し、最終的には廃止して業務を区長さんに依頼するとなっておりますが、まだ取り組まれていないようです。

世帯数も合併時には全体で9,221世帯、配布する世帯数が8,161世帯、20年度にしては9,067世帯、配布世帯が7,891世帯と減少はしております。約154世帯と配布世帯数が270世帯減っているようです。私はこの88名の嘱託員さんは多過ぎると思っておりますし、また市民の声としても先送りしているんじゃないか、削減をするべきじゃないかという意見もございます。各区により事情はいろいろあろうかとは思いますが、きのう田口議員の質問にもありました非常に厳しい財政状況になってきております。思い切った対策を必要とするのではないかという考えはしておりますが、以前の議会では研究をしたいということでございました。今までに嘱託員会で提案をされたのか、また、どういうふうな状態だったのかをお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

現在88名の行政嘱託員さんが御努力をいただいているところでございます。議員御発言のように、区民の方の数とか、また区の面積で大小あるわけでございまして、この統合や調整につきましては、合併以降、行政嘱託員会で協議をしていただくということになっておりますが、御発言のように現在進んでおりません。合併されてすぐ協議等も持たれまして、進めていこうということで、お互い話し合いを進めようということまではいかれたというふうに聞いておりますけれども、その後、進んでおらないというふうな状況でございます。

私どもの組織等の問題と、また区長さんとしての役割は非常に重要であるわけでございますので、そこらについての整理もちゃんとしなくちゃならんというふうに思っておるところでございまして、議員御発言のように、確かにこの問題につきましては取り組みがおくれているというふうに思いますので、今後、協議をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

今後、協議をされていくということでございますが、問題は何があるんでしょうか。この 削減する問題点、それをおわかりになりますか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

協議の中身についてまでは立ち入ってはおりませんので、お答えできませんけれども、私が思いますには、やはり歴史的にそれぞれの区の、いわゆる取りまとめとして区長さん、その方が行政嘱託員さんという形でやってこられたわけでございまして、区自体のいわゆる成立過程とかですね、そういうものがありまして、できれば独立してやっていきたいというふうなお考えがあられるんじゃないかなと思います。しかしながら、それぞれの地域に話を聞きますと、やっぱり区長さん、行政嘱託員さんが区民数の変更によって非常に御負担があられるということも聞いておりますので、これは議員御発言のように、やはり変化をさせる時代が来ているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

これは合併時の、お互いに今のままでいこうということでされてきておると思いますが、 ぜひこの件については考えていただきたい。そしてまた、前にも申し上げましたが、加入率 による報酬ですね、これはやはり配布世帯以外にもいろんな仕事をされておられる嘱託員も おられます。そういうことを考えたときに、ぜひこれは見直すべきじゃないかというふうに 考えておりますが、その辺のことについては、市長、どう考えられますか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

全体的には細かな点まで決めておるわけではないですけれども、やはり大体加入世帯数によって調整をしておるということでございます。ただ、議員御発言のように、区全体の仕事というのもあられるわけでございまして、そこらについてはやはり調整すべきだというふうに考えております。

ただ、じゃ、具体的に数字を出して決めやすいというのはやっぱり加入世帯数ということになりますので、もう1つは、地域での、要するに区のまとまりということになりますと、やはり区に加入をしていただくということが前提になりますので、区に加入させていただく、そういういわゆる呼び水といいますか、そういう御努力もぜひお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

できれば来年度中にそういう話し合いでもできたらいいというふうに私は考えますが、その辺の見通しは、各区、やっぱりいろいろ駐在員さんの思惑もあろうし、区の事情もあろうし。ですけれども、あと2年間の期間の中に、話だけでもちゃんとした方向性だけでも出していただきたいというふうに考えますが、その辺についてはどんなですか。できますか、できませんか。それは事情があるからできないということもあるかもわかりませんが、できればあと2年間のうちに方向性だけでも出していただきたいというふうに考えますが。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

最初お答え申し上げましたように、合併いたしましてから行政嘱託員会の代表者といいますか、そういう方々が協議をなされたわけでございまして、方向性としては、そのようにやっていこうということで意見は出たというふうに承っておりますので、再度お願いをいたしまして、進めていただくように私どもとしてもぜひ動きをしていきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

ぜひそういうことで、お話し合いができるような雰囲気で行政嘱託員の皆さん方にもおつなぎをし、また各区において話し合いができるようなことを進めていただきたいというふうに思います。

1点、これはちょっと離れますが、産業建設委員会で私たちは栄村に行ったわけなんですけれども、非常に合併しないで頑張っておられるところを見てまいりました。やはりそういうとをつくるのにも、自分たちが35%負担をしてつくっていただく、それからげたばきヘルパーとありましたが、これは二千何百人のうちの140名がヘルパーの資格を取っておられて、隣のおばちゃんのぐあいが悪いときは、すぐげたばきでも行かれるというふうな形で支援するという形を持っておられました。そういう中で、やはり自分たちのところは自分たちがするんだというふうなことでございましたので、嬉野のいろんな事業に対しても、今後は幾らか自分たちがやるんだという意識を持っていただくような政策を考えていただきたい。非常に財政的に詰まってきておりますので、市民の皆さんにもその辺はわかっていただきたいというふうに考えております。ぜひいろんな面で、できるものは自分たちでする、そして、やはり補助にせろ何にせろ、補助金があるからこれをいただくとか、そういう問題じゃなくて、自分たちでこれが欲しいから、これをやるから補助をしてくださいというふうな形に意識の改革をしていただきたいというふうに考えております。

ぜひ税の徴収に対しての一つの義務でありますから、その辺をわかっていただいて、税の 徴収に対して理解をしていただきたいと思いますし、また嘱託員さんのことについても、で きるだけ協力をされる分については協力をして、幾らかでも市の財政に寄与していただくよ うな形を持っていただければというふうに考えております。それについて、市長、一言。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

現下の財政状況につきましては、私どもの責任といたしましては、常に公開をしながら、 市民の皆さん方の御理解をいただいていくというのが一番大切だろうというふうに思います。 公開をして、じゃ、その次どうなるのかというふうな議論があるわけでございますが、その ようなことを知っていただくことによって、議員御発言のような、やはり地域のことは地域 でというふうなことでお考えいただければというふうに考えるわけでございまして、そこら につきましては、正確な情報をお出ししていく、そしてまた正しい状況を理解していただく ということで努めてまいりたいと思います。

また、常日ごろ職員の指導をしておるわけでございますけれども、職員である前に市民であるということで、とにかく市民の皆さんとともに現場で働くということで姿を見せていかないことには、議員御発言のようなことが実現できないということで日ごろ指導をいたしております。交通安全指導にしろ、地域の溝掃除にしろ、やはりちゃんと出て、そこで地域の皆さんの現状を知ると。それをやはり政策に生かしていくと。そういうことがまた逆には市民の方の市政全体の理解につながっていくということで指導をし、また努力をしているつも

りでございますので、今後ともそういう点は議員の御発言の趣旨も踏まえながら、地域全体 で市全体を受け持っていただくような考え方で努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山口議員。

〇13番(山口榮一君)

ぜひきょう申しましたことについては研究をし、いい方向に向かうようにお願いしたいと 思います。

これで私の一般質問を終わります。

〇議長(山口 要君)

これで山口榮一議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

8番川原等議員の発言を許します。

〇8番(川原 等君)

一般質問の前に、通告書の訂正をお願いします。

住宅用火災警報器の設置についての欄ですけれども、上から3行目、「平成23年6月1日」、これを「平成23年5月31日」に訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、住宅用火災警報器の設置について、2番目に公共施設の芝張りについて、3番目に国道498号線の歩道について、以上3点についてお伺いをいたします。

まず、消防法の改正により火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅については 平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から平成23年5月31日までの 間で各市町村条例により設置義務化の期日が決められると言われております。嬉野市ではど のように対応されるのか、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、既存住宅についてでありますが、新築住宅については確認申請などの確認ができます。また、完成検査等でチェックすることができます。また、住宅を新築する場合は大きな金額がかかりますので、その中での火災警報器を3個つけようが4個つけようと、大した問題にはならないのじゃないかと思います。しかし、既存住宅について考えますと、本当にできるのだろうかと考えてしまいます。まず、なぜ必要なのか、火災警報器とはどういうものなのか、どのようなものがあるのか、1個の値段は幾らなのか、自分の家は何個必要なのか、どこに行けば買うことができるのか、だれがつけるのか、どこにつけるのかと、簡単に考えてもこれだけの項目を説明しなければいけません。

嬉野市の市報の11月号に、このように掲載されていました。「一般家庭にも住宅用火災警報器の設置義務があります!!新築住宅は全て、既存住宅は平成23年5月31日までに設置して

ください。設置が義務付けられている場所は、寝室・階段です。急増する住宅火災の死者数を食い止めるためには、火災を早期に発見し、音や音声で火災を知らせる住宅用火災警報器の設置が最も有効です」と書いてあります。さらに、建物の絵もついておりまして、階段と寝室につけるように図示されていました。最後に、「悪質な訪問販売に注意!!消防署を名のって住宅用火災警報器・消火器などを強引に勧める悪質な訪問販売が発生しています。消防署が売り歩くことはありません。怪しいと思ったら、絶対にサインをしないでください」、ほかには「クーリングオフの対象商品です」と、注意するよう表示されていました。しかし、この程度での広報ではだれでもが内容がわからないと思います。

既存住宅に設置するために嬉野市と嬉野市消防団や杵藤広域消防おのおのの連携、役割分担があるのでしょうか。あるとすれば、どのようにして進めおられるのかお伺いをいたします。

次に、嬉野市では市営住宅を抱えております。法で決まった以上は早急に設置する方向で 進めなければと思いますが、どのようになっているのでしょうか、計画を立てておられるの かお伺いをいたします。

2番目に、公共施設のグラウンドの芝張りについてお伺いをいたします。

保育園や小学校、中学校のグラウンドを芝生にするところがふえていると聞いたことがあります。インターネットで調べてみますと、確かに鳥取県などが進んで取り入れられているようでした。施工方法や施工費などを詳しく調べたわけではありませんが、サッカーくじtotoを運営されています日本スポーツ振興センターが「公立学校の校庭の芝生化加速、サッカーくじで最大8割助成」とネットに掲載されておりました。メリット、デメリットはあると思いますが、検討する価値があるのではないかと考えます。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

3番目に、国道498号線の歩道整備についてお伺いをいたします。

平成15年に提案いたしましたこの通学路の問題、いまだに完了しておりません。塩田町の中で一番危ない、危険とされてきた通学路を田んぼの中につくってはどうかと提案してから5年間もの歳月が経過しました。地権者の方たちが子供たちのためにと田んぼを提供していただき、また、国道沿いの地権者からも土地の提供をいただき、歩道が完成いたしております。しかし、コンビニの前がまだ整備ができておりません。子供たちを安全に通学させるためにも県に対して強く要望していただきたいと思いますが、いかがお考えなのかお伺いをいたします。

以上にて壇上からの質問を終わります。

〇議長(山口 要君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

8番川原等議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく3点でございまして、1点目が住宅用火災警報器の設置について、2点目が公共施設の芝張りについて、3点目が国道498号線歩道についてということでございます。2点目と3点目につきましては、教育長へのお尋ねもございますので、教育長のほうからもお答え申し上げます。

まず、家庭用火災警報器の設置についてお答え申し上げます。

火災発生時における認知のおくれにより避難おくれが起き、死亡などが発生いたしております。火災の予防活動につきましては、さまざまに努力されていることでございますが、不幸にして発生した場合につきましては、素早く認知し、避難する必要があります。初期段階での警報装置として火災警報器の設置が義務づけられました。消防法及び杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例が改正されて、すべての住宅に設置が義務づけられたところでございます。

新築の住宅につきましては平成18年6月1日から、既存の住宅につきましては平成23年5月31日までに設置が義務づけられました。嬉野市といたしましては、既存の住宅にできるだけ早く設置していただくように、いろいろな団体や地域の会合などのときに出向いて説明をさせていただいております。説明の際には、悪質な訪問販売などに御注意いただくようお願いもいたしております。全世帯向けといたしましては、市報やチラシ、パンフレットなどを配布させていただいておりますので、ぜひごらんいただき、早期に設置していただければと思います。

また、消防団との関連でございますが、各地域の消防団の皆様も地域での広報をしていただいておりますので、地域での御認識も進んでいくものと考えております。

いずれにいたしましても、火災における2次被害の70%が認知おくれによる避難おくれに あると言われております。火災警報器の設置は効果があると思いますので、ぜひ推進をして まいります。

次に、市営住宅につきましては、平成22年度におきまして国の補助事業を要望しておりますので、設置に向け取り組みをいたします。

次に、2点目の公共施設の芝張りについてお答え申し上げます。

公共施設の芝張りにつきましては、嬉野小学校では平成15年度に天然の芝張りの中庭に変更し、県内でも早い時期に取り入れをいたしております。目的といたしましては、以前、人工芝でございましたが、自然に近い環境を体感することにより体に優しい時間を過ごすことができればとして採用いたしております。当時で1,098平方で3,200千円程度かかっておるところでございます。

また、議員御発言の今回のスポーツ関連団体の補助制度の新設は歓迎すべきことであり、今後検討をいたします。

また、人工芝による設置につきましては、嬉野中学校、吉田中学校、轟小学校などにございます。休憩時間などには子供たちが頻繁に利用いたしておりまして、また、佐賀県におきましては、地球温暖化対策として、天然芝生による施設整備を進めておられます。温暖化対策の事業としての趣旨と理解をしているところでございますので、できるだけ取り組むように努力をいたします。

ただし、課題といたしましては、天然芝生につきましては、維持管理をいかに長期に継続できるかの課題があるというふうに考えております。

次に、国道498号の歩道整備についてでございます。

御指摘の国道498号の歩道整備につきましては、嬉野市といたしましては、地域の皆様はもちろんでございますが、塩田中学校や塩田工業などの中学生、高校生の通学路として重要視して整備を続けてまいりました。合併以降、近隣の地権者の御協力をいただき、一部地域には農地の中に自転車専用に限定しての道路をつくらせていただいております。国道の歩道整備につきましては、県土木事務所も重点地区として整備計画をつくっていただいております。御指摘の部分につきましては計画をしていただいておりますので、引き続き実現に向け要望をいたしてまいります。

また、先日は一部にあります水路を利用しての整備について、地元の皆様に御説明をしていただいたところでございます。現在協議が継続しておりますので、期待をしております。 今後も早期の整備につきましては、申し入れを続けてまいりたいと考えております。

以上で川原等議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

川原議員の質問に対してお答えを申し上げたいと思いますが、1点目は、学校施設の芝張りについてお答えを申し上げたいと思います。

校庭の芝生化については、現在、文部科学省の3分の1がございます。平成19年度までに 全国約4万3,000校の公立学校のうち、366校の学校が芝生化を終わっておりますが、天然芝 のその後の管理が非常に難しく、維持管理に多大な労力と管理経費が必要とされることから、 なかなか芝生化が進まない状況とも聞き及んでおります。

現在の本市の状況でありますが、中庭等を芝生化している市内小・中学校では、語らいの場でありますとか休み時間の遊び場所として活用されておりまして、すべての小・中学校の芝生化の推進は今後の大きな課題と考えております。

今回、日本スポーツ振興センターが高い補助率の事業を発表したことにつきましては、検 討の価値は大いにあるものと考えております。しかし、本市の現状の学校施設の優先的な課 題は学校施設の耐震化対策の推進が第一でありまして、議員御発言の件につきましては、そ の後の検討課題と考えております。

2点目でございますけれども、国道498号線の歩道についてお答えを申し上げたいと思います。

国道498号線の南下久間地区には歩道もなく、通学路としては非常に危険な道路であります。歩道の設置につきましては、合併前に旧塩田町から鹿島土木事務所に要望書の提出がなされており、現在、ようやくスーパーすぎみつの前までは歩道の整備をしていただいているところでございます。

現在、塩田中学校の生徒さん方が久間北部からの自転車通学については、朝の登校時は国道東側に新設をいただいた通学路を利用して登校していただいています。また、下校時には通学路まで国道の右側の歩道が接続しておりませんので、国道の左側を通行し、コンビニ前の国道横断は極めて危険であるため、避けて東側の通路を通らないで帰宅していただいております。特に、部活動をしている生徒さん方の下校につきましては、十分に安全を促しながら集団での下校を指導しているところでございます。

教育委員会といたしましては、生徒さん方の通学安全確保のため、地元地権者の方の御協力を得られ、早急に歩道整備が前進することを願っているところでございます。

以上、お答えといたしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

それでは、再質問をさせていただきます。

順番が逆になりますけれども、一番気になっております国道498号線の件を先に伺いたい と思います。

今、子供たちの登校するときは、当然、今の通学路を通っていると。コンビニの前を通って学校に来ているというお話でしたけれども、帰りは通っていないという話でございました。 子供たちは全然通っていないのか、確認だけいたしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思います。

いわゆる歩道はすぎみつさんの前まではできておりますけれども、ただ、左側通行でございますので、反対、国道の左側を通ってずっと帰るという形で、全員そういった方向でしております。というのは、やはり右側のほうに入る際に部活動等あたりでは非常にあそこに渋滞をいたします。そして、横切るという形になりますと、また問題もございます。それから、できている歩道が延長されたすぎみつさんのところまで行って、そしてまた出るということ

になりますと、武雄方面から来られる車とぶつかるという可能性も非常に強いということで、 これまでのような指導方法で学校としては指導をしている状況でございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

県の担当者がコンビニの責任者と交渉をされていると思いますけれども、今は国道ですので、市のほうの担当課はノータッチなんでしょうか、その辺をお伺いします。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

お答えいたします。

この件につきましては、個人プライバシー関係で、市はノータッチじゃなくして、必要が あれば交渉に応じています。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

下校時に中学生が危ない道を通っておりますと、何で最後の最後になってこういう状態になっているのかと非常に悲しくなるんですね。これがなぜ進まないのか、コンビニの前がなぜ進まないのか、その辺の理由がお話しできましたら伺いたいと思いますが、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

お答えいたします。

その件につきましては、鹿島の土木事務所が今月に用地補償交渉をしますということだけ は聞いています。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

済みません、もう一回お願いします。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

鹿島の土木事務所のほうから、コンビニについて今月中に再度交渉をしますということ聞いております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

1つですね、私も建設関係におりましたので、コンビニを全部で5件ぐらい担当したことあるんですね。そのうちに3件くらいは歩道に接しておりましたので、歩道に接していますと進入口が2カ所に規制を受けます。今回、この塩田の分は全面解放になっていまして、どこからでも入ってこれるわけですね。私もバイクとか自転車とか歩いて通っていますけれども、朝の非常に忙しい時間帯になりますと、道路の全面のどこからでもセブンイレブンのほうに入ってきます。コンビニで買い物された車は、また一緒ですね、どこからでも出ていかれるということで非常に危ないわけなんですね。その辺も一応県のほうにも、あるいはコンビニの責任者の方にもそういう状態というのをお話しされているのかどうか確認をしたいと思いますけれども。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

その件につきましては鹿島の土木事務所から聞いておりませんけど、基本的に議員が御指摘のとおり、進入路につきましては、4メートル、6メートル、8メートル、10メートル、そういった基準がありますので、その分をクリアするのに土木事務所は苦慮していると思っています。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

コンビニの周りが完了すれば、子供たちは本当に安心して通れるわけなんですね。危ないところが全然ないと。今まで本当に塩田で一番危ないと言われたところが一番安全な道になるわけなんですけれども、そういうことで、とにかくおくれればおくれるほど子供たちの危険が増すわけですので、早急に歩道の整備ができますように御尽力をいただきたいと思います。

市長にですね、まずその件についてお伺いをいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

鹿島土木ともそういう点ではお願いもしておりますし、ぜひ進んでいけるように努力をしていきたいと思います。

また、合併しましてから通学路をつくらせていただいたわけでございまして、その通学路の設置効果といいますか、それを上げるためにも、やはり完全につながるというのが一番大事でございますので、もう一回鹿島土木のほうにも再度努力していただくようにお願いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

この件については最後になりますけれども、担当課にちょっとお伺いしますけど、今後の 見通し、建設課長の考えでいいんですけれども、ちょっとお聞かせ願えますか。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

今後の見通しといいましても、直轄が県ですので、ちょっと返答に苦慮していますけど、 極力できるよう努力するという形で、鹿島土木事務所にお願いしたいと思っています。 以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

ぜひよろしくお願いしておきます。

次に、火災警報器についてお伺いをいたします。

新築の住宅については建設期間がありますので、既存住宅についてのみお伺いをいたしま す。

冬の季節になってまいりましたので、この時期になりますとストーブが活用されます。市報にも載っていまして、ストーブ火災をなくしましょうと、そして5つのポイントを挙げておられました。その中で、洗濯物を乾燥させるために使用してはいけませんよと、こういうことを書いてあります。確かに以前、私の家でも子供が小さいときは非常に洗濯物が多いということで、一番簡単に乾燥させるのはストーブの上につり下げて乾燥させていたと思います。そういうことをちょっと思い浮かべました。どこの家庭でも確かにこういうことはあっ

ているんじゃないかと思います。また、最近の住宅火災が発生していますが、高齢者や子供 たちの犠牲などが非常に多いということで、そういうところから消防法の一部改正になった んじゃないかという気がいたしております。

そこで、どのようにしたら火災警報器をまず取りつけてもらえることができるのかということについて今から質問をしていきたいと思いますけれども、議長にちょっとお伺いしたいんですけれども、火災警報器というのはどういうものかと、どういう音が出るもんかと、ここでちょっと簡単に鳴らしてみたいと思うんですが、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

いいです。はい、どうぞ。

〇8番(川原 等君)続

これはちょっと試験用に鳴らしてみます。(火災警報器を鳴らす)こういうことなんですね。音の強弱はちょっと私もわかりませんが、まず、ここで質問に入りますけれども、住民の方に、なぜ火災警報器が必要なのか、よくわかってもらわなければ取りつけてもらえないと思うんですね。この火災警報器、店のほうでちょっと調べてみました。大体4千円から5千円ぐらいします。私の家で考えた場合に何個必要なのかということで考えてみました。うちは平家なんですけれども、寝室が子供と私どもと2カ所、それに廊下をつけて3カ所、本当は台所ですか、ここにもつけたがベターだと思いますけれども、それをしたら4個なんですね。4個ということは約20千円。それで、取りつけはだれがしてもいいということになっていますので、金額的には20千円を上がらないとは思いますけれども、これだけの金額になりますと、やはり住民の方には丁重な説明を、またしっかりわかってもらわなければいけないというふうに思います。

先ほど市報とか、確かに市報は今度載っていました、11月号ですか。それによって私もこの質問を考えたわけなんですが、あとチラシとかパンフレットというふうに言われたわけなんですけれども、これではわからないと思うんですね。これは11月号の市報なんですけれども、ここに書いてあるのが、先ほど申しました「一般家庭にも住宅用火災警報器の設置義務があります!!」という表示ですね。新築住宅はすべて、既存住宅は平成23年5月31日までにつけてくださいよと。設置が義務づけられている場所は、寝室と階段ですと。当然ここにちょっとした図示があって、階段と寝室とつけてあります。あとはもう悪質な訪問販売の注意なんですね。

私が冒頭申しましたように、なぜ必要なんだと、それとどこに売ってあるんだと、金額は 幾らなんだと、じゃ、うちの家は何個必要なんだと、場所的には天井のどこにつけたらいい んだと、いろんな問題が絡んでいます。さっき申しましたこういう市報とかチラシ、パンフ レットだけでは恐らく全くわからないんじゃないかということを思っております。

そういうことで、説明されるのをもっと考えなくちゃいけないんじゃないかと思います。

その辺で市長の考えを伺いたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

それぞれの市民の方が正しい知識を持っていただくことが一番大事だということは御意見のとおりでございまして、既に私どもの総務の担当は、それぞれの会合とかいろんなところに出かけるわけでございまして、いわゆる火災警報器の説明をさせていただく時間をとっていただくようにお願いして、今流していただいたようなことをしまして、そして主には寝室1カ所と、それと階段ということで話をして、階段の上ということでですね。寝室はもちろん就寝中になかなか気づきにくいということで効果があるということですし、また階段は煙が集まりやすいというようなことでの説明をしておるようでございます。私も何回か同席をしましたけれども、できるだけわかりやすくということで説明をいたしております。

せっかく御質問をいただきましたので、こういうことで市民の方も議会を通しても御理解 いただいたと思いますので、またいろんな会合とかそういうものがありましたら、私どもの 総務のほうに声をかけていただいて、説明をさせていただくという機会をふやしていきたい と思います。今までも相当の場所で既に説明はやってきたところでございますが、まだ完璧 ではございませんので、継続して行っていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

部分的に説明をされているということですけれども、結局、こういう話が出てくれば、当然それにつけ込んでの悪質な業者が出てくるというのが今までもあっていることなんですね。私が思いましたのは、一般の住民の方に期限を決めて集中的に一遍に教えることができないかと。例えば、2月なら2月、強化月間というのを定めてですね。そういうふうにすれば、だれでもが、ああ、1個幾らするんだ、じゃ、うちは何個なんだと、ある程度の知識がつけば訪問販売にもだまされることはないと思うんですよ。そういうことを私なりには考えたわけなんですね。先ほど市長も言われましたように、例えば、常会とか老人会とか嘱託員会、公民館長会とか、いろんな会があると思います。そういうところで行政のほうも出ていかれての説明もあるでしょうし、広域消防の方からの説明もある。市の消防団の方もあります。そういうことである程度分担してされたら一番いいんじゃないかという気がしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

分担して一斉に効果を上げるようにという御提案でございますので、そこらについては、 それぞれの団体とも協議をしてまいりたいと思います。とにかく全市民の方に理解していた だくように努力は続けてまいりたいと思います。

私どもの担当もずっと出て説明しておりますので、何かありましたらぜひ声をかけていただいて、こういう会合があるからここでどうだろうかということで、できるだけ時間をとって説明をするようにいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

次に、民間のアパートですが、この分も取りつけの対象になると思いますけれども、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (片山義郎君)

住宅は、民間もすべてです。アパートもすべてです。対象になります。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

普通の住宅は、当然、行政とか消防団とかいろんな方がされてもいいわけなんですけれど も、民間のアパートについては、この分はどうなんですかね。私は杵藤広域圏の消防のほう から説明をされるのかなという気がしているんですけれども、その辺はどうですかね。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (片山義郎君)

杵藤消防本部のほうからパンフレット、あるいは杵藤だよりですかね、そういう広報で行っております。また、消防団につきましても、団員が警報器を持って活動をやっております、こういう警報器を取りつけてくださいということで。それから、市長も答弁のとおり、市の担当のほうも現品、今議員お持ちの警報器を持って各種会議等で説明をいたしております。以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

民間のアパートは結局経営されているわけですから、消防法で決まっていますので、恐ら く消防本部のほうからの話、通達が行くんじゃないかなという気がいたします。それについ ては答弁は要りません。

次に、市営住宅や民間のアパートですね、そこでもし火災が発生して、けがとか死亡とかいう問題が発生したときに、結局、取りつけの期限は平成23年5月31日まで。だから、問題がないのか。例えば、責任が発生しないのか。法的にはどういうふうに考えたらいいんですかね。例えば、市営住宅の場合は火災が発生した場合に、期限は平成23年5月31日までつければいいわけなんでしょう。しかし、法的にはどうなのかなという気がしたもんですから、その付近をちょっとお尋ねしたいんですけど。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (片山義郎君)

市営住宅についてはちょっと別ですが、普通、民家についてですね、個人の所有については、自分の身を守るために自分でつけなさいという法律です。そのため、つけなくてけがをされた、不幸にして亡くなられたという場合には、特別その責任が行政にあるとか、そういう問題はないと思います。

また、火災保険等をかけられたときには、私もちょっとわかりません。火災保険の問題が 出てくるんじゃないかとは考えます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

ちょっと質問の仕方が悪かったですね。民間のアパート、これは民間に入っておられる方がつけるわけじゃないと思うんですね。アパートの経営者が恐らくつけてやらなくちゃいけないんやないかと思うんですけど。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (片山義郎君)

借りている方と家主の相談だと思います。協議だと思います。家主が絶対つけるという話 じゃないと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

市営住宅での取りつけ費用というのは、計算されたことはありますか。ありましたら、ど のくらいかかるのかちょっとお尋ねしたいんですけど。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

お答えします。

その件につきましては概算設計しておりません。といいますのは、議員御存じのとおり、 うちの住宅が古いものがどのくらいかかるか、まだ積算をしておりません。果たしてそれが 大丈夫なのかという点もありまして、その分についての調査はしておりません。

以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

そういう問題じゃなくて、結局、例えば、一戸建ての建物やったら寝室とか階段とかとなれば何個とわかるわけでしょう、取りつける箇所というのは。基本的に寝室と階段とかという最低限のルールがありますので。だから、私は全体的に何個取りつけなければいけないというのはわかると思うんですけど。そこんたいの寝室に使うか使わんかは別にしても、大体の金額は。

〇議長(山口 要君)

建設課長。

〇建設課長 (一ノ瀬良昭君)

お答えします。

その件につきましては、まだ積算しておりません。議員御存じのとおり、うちの住宅は耐用年数を過ぎています。その分についての安全性、いろんなとを検討して、そういった装置をつける必要があると思いますので、その分はまだ検討しておりません。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

わかりました。先ほど市長の答弁で、火災警報器は22年に国からの補助があるとかおっしゃられたと思いますけど、もう一回お願いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

現在、国のほうに要望しております112戸分を用意して…… (「116戸じゃないですかね」と呼ぶ者あり) いや、実際設置できる場所として上げたのが、112戸ということで報告を受けておりますけれども、112戸分ですから500千円ぐらいだと思いますけれども。 (「戸数が112戸でしょう、戸数が。全体の戸数が116戸……」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩午前11時24分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

産業建設部長。

〇産業建設部長 (江口幸一郎君)

お答えをいたします。

先ほどの市長の答弁では、平成22年度で国庫補助事業により112戸分を申請予定ということで答弁がありました。

戸数にしまして112戸ですので、建設課長の答弁でお答えしましたように、まだ各個数が何個必要なのかは検討をしておりませんけど、最低、寝室、住宅そのものが部屋割りが小さいですので、平均の3個を見ていれば十分かと思いますので、340個程度になろうかと思います。工事費の概算が出ておりませんので、6千円なり7千円なりとすると、約400個としまして2,800千円程度の概算になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

先ほど部長が話されまして、確かに2,400千円から2,800千円、それくらいかなと思うんですね。それくらいの金額でしたら来年度でもつけてもらえればいいのかなと。その前に申しました、例えば、市営住宅で火災が発生した場合に、もしつけていなかったら何か問題が法的に出てくるんじゃないかという気がしたものですからお尋ねをしているわけなんですけど、その取りつけが来年できますかどうか。金額が二百何万円ですから。

〇議長(山口 要君)

産業建設部長。

〇産業建設部長 (江口幸一郎君)

お答えをいたします。

3,000千円以内の事業費ということで、すぐにでもというふうな御質問ですけど、いろいろ財政的な事情もありまして、今の市といたしましても3,000千円以内というふうなことでございますけど、22年度というふうなことで計画をしております。

法的に23年5月31日までに設置が義務づけられておりますので、それまでに設置をすれば、 設置をしない状況での火災については市の責任はないのじゃないかと考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

はい、わかりました。しかし、できるだけ早目の対応をお願いしたいと思います。

次に、校庭の芝張りについてお伺いをいたします。

まず、教育長にお伺いしますけれども、校庭の芝を張ったところ、どこか見られたことは ございますか、グラウンドの。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

市内にはございませんので、ほかのところでは見たことはあります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

ひとつ感想をお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

ほとんどの義務制では、グラウンドの中では球技をいたします。そのために、芝生を全面にした場合にいろいろな球技の部分が、いわゆる具体的にはソフトボールでありますとかそういうものについてはバウンドあたりが違いますので、オールグラウンドにした場合には非常にできないと。例えば、2面あって1面をするというようなことであれば、用途に応じて振り分けはできるんではないかと思いますけれども、芝生あたりは、特にサッカーあたりでは理想的なグラウンドではないかというふうに思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番 (川原 等君)

私の友人から、鳥取のほうでは芝を張っていると、非常にはやっているということで、ちょっと調べてみらんねという話がありましたので、インターネットで調べてみたわけなんですけど、そこで、ちょっと鳥取まで行く時間が都合ができなかったもんですから、鳥取県の大山町の教育委員会の方と、それと誠道小学校の教頭先生に、電話でやったんですが、お尋ねをしてみました。

内容はですね、まず私が気になったのは冬の時期の露はどうなんだということを気にして問い合わせましたけれども、問題なしと。2時間目の終わりはすっかり乾いているということでした。次に、芝刈り機は常用タイプかということでお尋ねしましたが、それと費用ですね、新品で約450千円から600千円程度で購入できますよ、トラクターみたいな大きな芝刈り機ですよということでした。一番問題になりますのが、だれが手入れをされているのかということについては、先生、またPTA、またはPTAのOBの方、それと地域の人たちのボランティアで組織をしていますと。水散布はどうかということをお尋ねしました。1つの平米数の小さいところは水ホースでやっていますよと。もう1つの誠道小学校というのは3,000平米ぐらいあるんですけれども、そこは井戸を掘って200ボルトの水中ポンプを受けてグラウンド内に埋設配管をしているということでした。最初、どのようにして施工されたのか、予算はどこからということで問いましたけれども、材料は町からいただきましたと。植えるのは、先ほど申しましたボランティア、先生たち、子供、保護者、そういうことでやりましたということです。年間の維持費は大体200千円から300千円ということでした。これは油代とか肥料代とか。

メリット、デメリットについてお伺いをいたしました。これは誠道小学校の教頭先生のお話やったんですけれども、緑が広がり、非常に目に優しいということでした。それと、この芝生を考えたのは、外で子供たちが遊ばなかったからだということで、そういうことで芝を進めました。芝が完成しましたら、芝の上でとにかく子供たちがごろんごろんとすると、寝転がったりして遊ぶと。それと先ほど教育長が申されました語らい、三々五々集まって子供たちが話をしていると。本を読むということです。興味深い話をいただきましたのは、芝生には虫が来ると言われました。その虫を食べるのに今度はトンボが来ると。トンボを食べるのに鳥が来る、バッタが来る、そういうことを言われまして、非常に理科の勉強ができましたということ。それと普通のグラウンドよりも、これは夏場でしょうけれども、5度ぐらい表面の温度が低いということですね。それと、これは体育館に近いせいかもわかりませんが、体育館に砂が飛んでいかないと。それともう1つは、走りやすいと。運動会は大好評ですと。一輪車で転んでも怖くないと。小学校ではよく子供たちが一輪車の練習をしていると思います。転んでも痛くない、けがをしない。それともう1つは、速く走れると言われました。き

のう同僚議員ともちょっと話をしていましたら、その議員もテレビを見ていて、確かに足が速くなるんですよという言い方をされました。最後は、芝が張り出すと雑草が出ないということです。最後に質問したのが、素足、要するに裸足の効果はということでお聞きをしました。最高ですと。ほかにありません、ただ最高ですと、この一言でした。確かに足裏には多くのつぼがあると言われていますので、子供たちの健康が目に見えていくんじゃないかというように私も思いました。

最初はメリット、デメリットをお聞かせくださいということで言いましたけれども、デメ リットは話はありませんでした。教頭先生の対応の言葉は、電話口ではありましたけれども、 非常に自信にあふれて明るい感じを受けました。

以上が電話で問い合わせた回答なんですけれども、嬉野市内のどこかですね、小学校か中学校か、校庭の芝張りがモデル的にできないかなと思いますけれども、教育長いかがですか。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

最初にお答えしておりますように、いわゆる芝生化の効果といいましょうか、課題もありましょうけれども、メリットのほうは随分あるということも幾らか私も知っておりましたけれども、今議員の発言の中でも、その効果は認識できる部分があるかと思います。そういったことで、当初申し上げましたように検討の価値は大いにあるというように思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

大草野小学校ですね、北のグラウンドと南のグラウンドがありますよね。あそこをちょっと見に行ったんですけど、ほかの学校は大体グラウンドは1つぐらいじゃないかと思うんですね。あとはちょっとした小さい校庭があるぐらい。しかし、大草野小学校、あれだけの広いのがあればどうかなと思って帰ってきたわけなんですけど。市長どうですか、検討する余地は、どうなのかと私は思いますけれども、大草野小学校の南側のグラウンドは検討する価値が大いにあるんじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほど教育長が申し上げましたように、ほかのスポーツ施設の関係とのクリアができれば

ということでのお話でございますので、2面あるということを考えれば、大草野あたりは可能性があるのかなというふうに思いますけれども、ただ、あそこもやっぱり駐車場関係とかいろいろありますので、全面的にできるかどうか、それは検討してみなくちゃわからないと思います。

ただ、この事業につきましては、冒頭申し上げましたように、県のほうも取り入れるよう に施策として進めておられますので、教育長申し上げましたように、検討する施策の一つで はあるというふうに理解しております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

はい、わかりました。できればぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、中学校の裏の河川敷ですね、あそこは一部芝張りみたいな感じできれいに草が刈ってありますけれども、あれは学校のほうで管理をされているのか、だれか個人的にやってもらっているのかお尋ねします。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

お答えします。

中学校のそばの河川敷の芝生のところですかね、あそこは県の河川でありまして、一応県 が管理をいたしております。中学校では管理をしておりません。

以上でございます。(「きれいな芝ば刈ってあるでしょうが。あれはだれがしているのか ということです」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

後ろのほうから答弁が来ていますけれども、非常に子供たちの成長、中学生は特に足に負担がかからない、いいところじゃないかなと思うんですよ。塩田橋から北側の川の交差するところまで約700メートルから750メートルあるんですね。あの分を今の状態にできないかなと思うんですけど。塩田中学校は割と陸上部も活発に動いていますし、成長過程の子供たちの足の負担を考えれば必要じゃないかなと思うんですが、できるかできないかはわからないにしても、教育長どうお考えですか。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

ただいま陸上部が刈っているということでございますので、足に負担はないというのも非常にいいことでございますし、国、県の管轄の部分もございますので、勝手にというわけにはまいりませんので、そこら辺あたりを連絡とりながら、やはり対処をしなくちゃならないんではないかと思いますので、ここで即答はできない状況ではないかと思います。

〇議長(山口 要君)

川原議員。

〇8番(川原 等君)

ちょっと余分なことになりましたけれども、今回の質問の中で、冒頭申しましたように、 国道498号線のコンビニの前の歩道ですね、あの件については特に力を入れて、早期に完成 できますように頑張っていただきたいとお願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(山口 要君)

これで川原等議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午後1時 再開

〇議長(山口 要君)

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。 18番西村信夫議員の発言を許します。

〇18番(西村信夫君)

議長への通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、3つの質問要項を出しております。

まず1点、農業問題についてと、それからさきの議会で議決をいたしました195,000千円の土地の購入に当たっての有効活用について、それから3つ目に全国学力テストについて質問をいたしております。

それでは、順次質問をいたします。

おいしい農畜産物や豊かな自然を日々提供してくれる日本農業、その農業が今大きな正念場を迎えております。それは、皆様方も御承知かと思いますが、12月8日の日本農業新聞のトップ見出しに、今後の農畜産物貿易のルールを決めるWTO農業交渉で日本は極めて厳しい状況にあると報道されております。そのWTO農業交渉が大枠を固め、年内合意に向けようといたしております。結果次第では、日本農業は壊滅的な打撃を受けかねません。また、国民の食卓にも大きな影響を及ぼします。そこで、各地の農業団体は、WTO農業交渉対策緊急集会が開かれ、上限関税の断固阻止、日本の食を守ろうなど訴え、緊急集会が開催をさ

れております。

そこで、今回の質問に入ってまいります。

ことしの20年度産米の収穫も終え、生産農家は転作作物の大豆の収穫に追われております。今日、水田農業を取り巻く環境は、米価の低迷に加え、肥料や農薬、農業機械などの生産資材の高騰などで大変厳しい状況であります。ことしの米、大豆の品質は平年並みと言われておりますけれども、収穫数量は前年を下回り、農家は深刻な打撃を受けております。農林水産省は、ことし10月15日現在、20年度産水稲の全国作況指数は102、やや良と公表されましたけれども、作況指数100以上の都道府県は44県で、作況指数99以下は4県であり、佐賀県の作況指数は御承知のように98と、全国、宮城県に次ぐ最下位であります。佐賀県は、かつては昭和30年代から40年代にかけて米づくり日本一になるなど輝かしい成果を上げ、我が国の稲作をリードしてきた時代もありましたが、ここ6年連続、作況指数100を超えたことがないのが現状であります。

そこでまず1つ、嬉野市内の20年度産の米、大豆の品質と収穫状況及び60キロ当たりの取引価格、また昨年との比較はどのようになっているのか、市のほうも分析されておると思いますけれども、示していただきたいと思います。

次、2点目ですが、ことしも農家が主に農協に米、大豆を出荷されておりますけれども、 農家への米の代金最終支払いは1年半から2年、あるいは3年にまたがるとなっております。 20年度産の米、大豆の最終精算の支払い、農家に振り込まれる時期はいつであるのか、示し ていただきたいと思います。

3項目め、国が進める集落営農、佐賀県全体では調査段階では480組織で、6月議会に質問したところ、嬉野地区の集落営農組織については15地区と伺っております。全体の30%が形成されるということで当時伺っておりますけれども、現在どのようになっておるのか、そしてまた組織の運営状況を具体的にお尋ねしたいと思っております。さらには、今後の集落営農組織の推進に当たって、行政としての取り組みはどのように進められるのか、お尋ねをしたいと思っております。

それから、順序は前後しますけれども、学力テストについてお尋ねをしたいと思います。 昨年の春、全国一斉の学力テストが43年ぶりに行われ、ことしが復活して2年目でありま す。小学校6年生、中学校3年生の全員を対象にした文部科学省のする学力テスト、佐賀県 では小・中学校275校が参加をし、約1万8,000人が対象になっております。テストは、国語 と算数・数学の2教科で、基礎的知識を問うA問題、知識の活用を調べるB問題が出題され、 また子供たちに生活習慣などを尋ねるアンケートや、学校側に授業の状況などを聞く調査も 同時に実施をされております。成績の公表については都道府県別にとどめ、各教育委員会に も個別の市町村名や学校は明らかにしないよう文部科学省からの要請があっております。し かし、御案内のように、秋田県を初め、大阪府、各市町村別の部分公表に積極的な取り組み が行われております。

そこで、まず具体的に質問しますが、学力テストの結果公表について、嬉野市教育委員会 の考えを求めていきたいと思います。

それから、学力だけでなく、子供たちの人格形成の教育も十分必要ではないかと思います けれども、人格形成の教育方針を教育長にお尋ねしたいと思います。

3項目めにつきましては、購入用地の有効活用についてということでございますが、質問 席から質問をさせていただきたいと思います。

以上、壇上では終わります。

〇議長(山口 要君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

18番西村信夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、農業問題についてと教育、学力テストについてでございます。学力テストにつきましては、教育長へのお尋ねでございますので、教育長のほうからお答え申し上げます。

嬉野市内の米につきましては、夢しずくとヒノヒカリが主に生産をされております。夢しずくにつきましては、台風被害などもなく、前年比138%で1,245トンの出荷量になりました。しかしながら、ヒノヒカリにつきましては、夏場の高温の影響や秋の日照時間の減少などの影響を受けたのか、前年比54%、323トンの出荷量で終わったところでございます。20年度の60キロ当たりの価格ですが、夢しずくは1等で15,092円で前年比110%、ヒノヒカリは1等で14,777円で対前年比106%と、いずれも前年より高くなっております。

次に、大豆につきましては、現在収穫中であり、総量は出ませんが、全般的には昨年の作 況指数133に対して120程度と見込まれております。また、10アール当たりの収穫量は、昨年 の228キロに対して今年度は200キロ程度と言われております。ちなみに、昨年は60キロ当た り7,192円で取引をされております。

次に、米の生産者が出荷された米代金につきましては、11月に一応の概算計算金として60 キロ当たり10千円程度が支払われた後、3月に追加金の支払いが行われます。その後、佐賀 県単位で倉庫の使用料など販売経費が精算された後の確定支払いになりますので、2年程 度がかかっておるところでございます。農家の皆様のお気持ちといたしましては、できる だけ早く全額精算をということでございますので、機会があれば要望として伝えてまいりま す。

次に、大豆にいたしましても、県全体での精算が終わってからの支払いになりますので、 米と同様の期間がかかっておるところでございます。

次に、集落営農の運営状況と今後の取り組みについてお答え申し上げます。

地域の農業の足腰を強化し、地域の営農力を強化する目的で集落営農に取り組んでいただいております。嬉野市内では、現在、16地区で組織経営がなされておりますが、今後、下野地区と西吉田地区で組織づくりが計画をされております。

運営の内容についてでございますが、平成19年から開始されて、現在2年目であります。 それぞれ順調に運営がなされておるところでございます。主には、各組織で計画づくりから 取り組みを開始いただいており、先進地の視察や研修会の開催などを行っていただいており ます。組織によっては、以前ありました組織の発展的解消を経て組織の拡大や機械力を強化 されたり、地域の農業施設の基盤整備に取り組まれる組織もございます。今後、各地域にお ける農業の担い手確保、圃場など優良農地の保全など、事業の推進が順調に進み、5年目に 計画することになっております法人化などの目的を達成していただくよう支援をしてまいり たいと思います。

以上で西村信夫議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

西村議員からは、全国学力テストについてのお尋ねでございますので、大きくは2点ございましたので、まず学力テストの公表についてお答え申し上げたいと思います。

全国学力テストの実施に当たりましては、文部科学省が実施要領を出しておりますが、その実施要領では、学力や学習環境等の状況をきめ細かく把握し、教育施設や指導の改善につなげるための調査であり、学校名を明らかにした公表は行わないこととされております。したがいまして、本市の教育委員会におきましては、この実施要領に準じて実施しているところでございまして、結果の公表は実施いたしておりません。

2点目の人格形成のための教育指導方針についてということでございますが、教育基本法の中に教育の目的というのを記されてありますが、その冒頭の中に教育は人格の完成を目指し云々として行われなければならないと記述されております。本市の教育委員会では、平成20年度の嬉野市教育の基本方針を作成しております。その方針を具現化するために重点目標を掲げ、その1つ目に、生きる力をはぐくむ学校教育の推進を挙げております。

さらに、この目標の推進を図るために重点事項を決めておりますが、その事項の2番目に、 豊かな人間性を培う心の教育の推進として取り組みをしているところでございます。議員御 発言の人格形成のための教育内容であるというふうに思っております。この事項での主な内 容は、生命を尊重する心、思いやりの心、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心 などの豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視し、 道徳教育等の充実を図ることを内容としております。また、校長先生の知恵袋事業によって、 個々の学校に応じた特色ある学校づくりを進め、それぞれの学校が児童・生徒の状況に応じ て地域の協力を得ながら体験活動を実施し、心の教育のさらなる充実を図っているところで ございます。さらにまた、豊かな感性の醸成を図る面からの取り組みとして、子供の心の栄 養、心を耕す視点からの読書活動の充実を図るため、昨年度、平成19年度より市内全小・中 学校で実施しております朝読書及び平成20年度から嬉野中学校校区では家庭での読書、家読 を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

それでは、農業問題から再質問をしていきたいと思います。

先ほど述べたように、WTOの農業交渉で日本農業にとって予断を許さないという状況に 迫っております。農業交渉では、日本の最大の懸案事項である関税の大幅削減対象から除外 できる品目を全商品の原則4%、条件つきで6%に絞り込むという議長案が示されて、これ が明記をされておるという状況の中で、日本は重要品目の8%は譲れないという状況に今来 ております。そこで、8%を譲ったらどうなるんだろうかと申し上げますと、日本の全品目 は1,332あるそうであり、いわゆる高関税品目が168あります。全体の12.7%を示すわけでご ざいますけれども、この4%、6%の制限が破られるという状況になれば、もう日本農業は 太刀打ちできないという状況に来て、先ほど申し上げたように、全国的な改関税制限阻止の 運動が行われておるということです。非常に心配をしているのは、私、農民を含めて、皆様 方も十分御承知かと思っております。

それでは、早速ですけれども、先ほど20年度産の米の品質等々について示していただきましたけれども、夢しずくについては60キロで値段的には15千円ということで言われましたが、今現在の嬉野市におきましては、ヒノヒカリが主な米というふうなことで承っております。その作況指数におきましても、佐賀県段階におきましては98ということで、先ほど述べたように全国最下位ということですが、そのことを分析して、具体的にどのように結果が示されたのかですね。分析の結果は先ほど申し上げていましたように、改めて答弁していただきたいと思っております。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長(宮崎和則君)

20年度産の嬉野産の米ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど市 長の答弁にございましたように、ヒノヒカリにつきましてはとにかく前年度比で54%でござ います。と申しますのは、これは先ほど市長の答弁にもございましたように、確かに天候等 の影響があったからだと思いますし、またこの54%の減につきましては、ヒノヒカリが昨年 も成績が悪かったので、夢しずくへの移行ということがあるのではないかと思っております。 また、夢しずくにつきましてはヒノヒカリの分が、対前年比138%ということで増になって おりますけれども、そのようなことでの作付の移行ということも考えられるのではないかと 思っております。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

先ほどのヒノヒカリ、あるいは夢しずくについても、収穫量の数字は明示されましたけれども、作況指数が98ということで、生産農家におきましては収穫量の減ということで非常に深刻な事態を招いておるわけですけれども、佐賀県段階では98と言うけれども、九州の福岡県なんかは作況指数は101なんですよね。熊本県は103、長崎県は101、大分県は103、宮崎県104、鹿児島県は102というふうなことになっておりますけれども、この原因につきましては、先ほど市長の答弁におきましては、夏場の高温の影響とか、あるいは日照不足の現象とか言われておりましたけれども、佐賀県だけがそういう影響になったのかですね。全国的にも非常に作況指数がいいわけですけれども、気象条件が佐賀県だけ悪くなったのかどうかということで、私はもっともっと分析が必要じゃないかと思っておりますけれども、その点は担当課はどのようにお考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長 (宮崎和則君)

先ほど申しました夢しずく、ヒノヒカリの、例えば、夢しずくは増ということで、ヒノヒカリは減ということの結果が出ておりますけれども、ただ、これに基づきましては、やはりヒノヒカリにつきましては、特に品種等が日照の減少とか、そういったところでもうマイナスというようなことになってきておるわけでございまして、ただ、夢しずくにつきましては、嬉野におきましてもまあまあのところじゃないかということでございます。そのようなことで、恐らく来年度からは、ヒノヒカリにつきましては、幾らかは別の品種、結局佐賀37号への品種の移行もあるのではないかと思っております。ただ、品種の移行といいましても、まだ今のところ正式には嬉野のほうに幾らということはわかっておりませんけれども、県全体では1,000へクタールから1,500へクタールぐらいではなかろうかというようなことを聞いておるところでございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

ヒノヒカリは全体的に悪かったというのはもう事実なんですが、日照不足という原因が組

めるのかどうかですね。佐賀県、長崎県、宮崎県、そのことで日照不足でヒノヒカリの収穫が悪かったと言われるのかどうかですよ。福岡県なんか101ですよ。この辺はどういうふうに見解をお持ちなのか、お尋ねします。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長 (宮崎和則君)

私の説明不足もあったかもわかりませんけれども、それだけじゃなくて、高温障害という こともあっての原因だと思っております。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

高温障害とか言われますけれども、福岡県もやっぱり暑かったわけですよね。そして、長崎県も暑かった。大分県もことしの夏は暑かったですよ。そういう中で、作況指数は101、102出ておりますので、佐賀県だけ暑かったじゃないわけですので、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

農林課長。

〇農林課長(松尾保幸君)

お答えをいたします。

今、佐賀県だけということでありますけれども、結局、佐賀は麦の収穫後に田植えをする ということと、福岡県ではそういった麦の後作にというふうなところが少ないということも あります。麦をつくっていればどうしても田植え時期が違うと、その辺で各県それぞれ違っ てくるんじゃないかというふうに考えます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

田植えの時期を遅くするとか、いろいろな施策が組まれましたけれども、なかなかやっぱり解決の糸口にはなっていないんじゃないかと私は考えております。そういうことで、品質等々においては横に置きまして、次、2番目に入りますけれども、今現在、生産者が農協に出荷した場合、大豆、あるいは米、2年にわたって精算金が入っていくわけですよね。以前は生産者米価が幾ら、それから政府米として全部買い上げておったわけですけれども、制度が変わりましてこのようになったわけですけれども、非常に生産農家としては、やっぱり2年にまたがって米、大豆の精算金が入るということは、非常に生活計画が立てられないという状況に置かれておりますので、なぜ2年にまたがって入るような事態になったのか、具体

的に示していただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長 (宮崎和則君)

お答えをいたします。

支払いが遅くなった理由というようなことでございましょうけれども、今、議員が申されましたように、確かに以前は政府買い入れ価格というものが決まっていたわけでございますけれども、そのようなことから早期支払いができていたと思います。しかし、自主流通米の制度ができましてからは、結局、入札制度というようなことになってきておりまして、そういったところで、完売しないと精算ができないというようなことから、今のように最終的な支払いが遅くなるということになったのではないかと思います。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

この制度に当たっては、1995年に自主流通米制度になりまして、こういう制度になったと受けておりますけれども、非常に生産農家に対しては厳しい制度改正ではなかったかと私は思っております。そういう中で、米の支払いにつきましては、今現在、11月の下旬に入ってきておるのが18年度産の最終精算金が入ってきております。20年度産におきましては、先ほど申し上げたように内払い金であるですもんね。内払い金、まず14千円か15千円ぐらい1俵60キロ当たりすれば、生産農家には以前は7千円ぐらいしか内払い金は入っていなかったわけですけれども、今日10千円、そしてまた、きのう調査をしたところが1千円プラスで追加金として11千円入っておるわけですよ。そして1年半後、完全に売れてから最終精算ということになりますので、先ほど申し上げたように、生産者にとっては、農家にとっては、自分の米が20年度産が幾らで売れて、幾らだと収穫があったかというのが具体的にわからないわけですよ。この関係については調査をされて、なぜわからないのか、生産農家にきちっと示していくべきじゃないかと思いますけれども、そこら辺は行政としてどのように農業政策として地域に、農協あたりに要望していくのか、その点を求めていきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長(宮崎和則君)

遅くなって、結局、最終的に幾らで米価がなったのかというようなことでございますけれども、確かにそれにつきましては、まず1つは入札制度というようなものございますけれども、そのようなことで、最終的に完売しないと精算ができないというようなことで、まず遅くなっていると。また、後の質問で、結局、最終的に米価は幾らになったのかというような

ことでございますけれども、その点につきましてはJAのほうに示していただくよう要望してまいりたいと思います。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

なかなか厳しい要望かわかりませんけれども、やっぱり日本の農業改革に伴ってこういう ふうな事態になったわけですが、そしてまた米もそうですけれども、米も2年しなければ最 終精算できないと。そしてもう1つは大豆もです。大豆の状況を示していただければと思い ます。大豆、今、非常に地域においても収穫が最盛期であるわけですので、20年度産の大豆 が最終精算はいつごろになるだろうかということも示していただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長(宮崎和則君)

先ほど市長の答弁にもあったかと思いますけれども、大豆につきましては、まず価格自体が、ことしは収穫がちょっとまだ遅いというか、今現在でございますので、19年度産の大豆ということでお答えをさせていただきたいと思います。

昨年の取引価格でございますけれども、申しわけございません、60キロ当たりで7,192円でございます。そして、これにつきましては、まずことしの3月までのうちに4千円程度の概算金が支払われるということになっております。そして、その後の残金につきましては、結局また1年後ぐらいになりますけれども、そのときの支払いということになります。それは、あくまでもいろいろな諸経費等を差し引いた残りということになりますので、昨年の金額等を聞いておりますと、二千幾らかが最終的な支払いということになっておるようでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

先ほど担当課長のほうから説明がありましたけど、私は私なりに調査をしておりまして、19年度産の大豆は、昨年は60キロ当たり4千円の概算金が生産者に支払われたわけですね。 そしてまた2段階になって、2年またがって入っておるわけですけれども、最終入っていくのが来年の3月に精算をされると。昨年つくって、来年、21年の3月に大豆の代金がすべて精算されるとなっておるわけですね。

それで今、20年度産が出荷最盛期なんですが、この大豆を農協に出荷した場合、いつお金が入るだろうかということになれば、最終は22年の3月に入るということですので、20年度

産の大豆は概算金として、まず農家に60キロ当たり3,700円入るというようなことです。昨年は4千円入っておりますけれども、ことしは3,700円入ると。その中で共乾手数料を引くということで、共乾手数料はどれくらいだろうかということを聞きましたら、1俵当たり1,250円程度共乾手数料を引かれるわけですので、生産農家に振り込まれる金額はわずかなんです。これだけ生産農家におかれましては昼夜を問わず努力しておりますけれども、農業の制度自体、このようになっております。そういうことで、非常に生活設計も立てにくいという状況に今置かれておりますので、そこのあたり、市長、十分把握されていらっしゃいますと思いますので、その点、市長どうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

塩田地区の集落営農組織の総会等にもお招きいただくわけでございまして、議員御発言のような話はいつも出てまいります。結果的には、概算払いの額をできるだけ高く上げてほしいということと、議員御発言のようにできるだけ早く精算してほしいということでございます。そういうことにつきましては、JAさんが主に取引先になっておられますので、やっぱり機会をとらえて要請していかにゃいかんというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

なかなか難しい農業政策の局面になっております。大豆においては、わずかな中でも、この補助金として産地づくり交付金が今加算されますけれども、大豆1俵当たり7,200円ぐらいと言われましたけれども、最終、産地づくり交付金まで入れながら、どのくらいの金額になっていくものか、その点お尋ねしていきたいと思いますが。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長 (宮崎和則君)

正確な数字はちょっと申せませんけれども、大体60キロ当たり大豆で12千円から13千円の間ぐらいではないかと思っております。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

大豆におきましても12千円ぐらいと言われましたけれども、非常にことしも大豆は昨年よ

りも収穫がよくなかったわけです。粒が小さいということでですね。そいけん、農家に対する精算に当たっての手取り額は大幅に減少してくるというふうなことで、非常に心配をされております。そういうことで、皆様方も農業関係につきましては目を向けて、しっかり取り組んでいっていただきますことを私からも切にお願いしておきたいと思います。農業の現状は、WTOは予断を許さないけれども、そこのあたりをしっかり酌みながら努力を重ねていただきたいと思います。

それでもう1つ、農業問題におきましては最後、3点目ですが、集落営農組織について、ことしの6月議会やったですかね、質問したのは、集落営農組織は15地区ということで、嬉野が3で塩田が12やったですかね、13ですね、合わせて16ということですけれども、今の現状はその後どのくらいになったのか。19年度から集落営農組織が立ち上がってきて、現状はどうなのかですね。先ほどは西吉田地区と、それから下野地区が前向きに取り組んでいただいておるということですけれども、その現状を示していただき、いつ立ち上がって結成されるのか、その点お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長 (宮崎和則君)

集落営農の数につきましては、先ほど市長の答弁にございましたように、嬉野地区、塩田地区、全部で16組織が今設立をされております。そして、答弁の中にもございましたように、下野地区と西吉田地区が年度内に恐らく設立をされるのではないかと思っております。以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

年度内に設立というようなことですけれども、ひとつ大きな集落営農組織の中身も今後どうしていくべきかということを、しっかり私たちも含めて、執行部も考えていくべきと思いますけれども、どうしても物理的に集落営農組織にでき得ない地域があるわけですね。田ん中の中山間地とか、そこのあたりについては、この間の水田経営安定対策の中でも特例・特認制度が市に設けられていましたけれども、認定農業者2.9~クタール、それから集落営農組織14.6~クタールですかね、この組織にどうしてもマッチしないという地域があるわけですので、そのあたりは集落営農組織の新たな制度を市の判断で示していくべきじゃないかと思いますけれども、その点、市長どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

この点につきましては、多分以前もお尋ねあったんじゃないかと思いますけれども、集落 営農の、要するに成立要件がございまして、そこで難しいところもございます。そういうと ころにつきましては、まずは現在までございます中山間地の制度にのっていただくというの と、またほかのいろんな補助制度がありますので、そういうものを組み合わせていって農業 をやはり堅持していただきたいということで、今、御相談があれば御説明等もしておるとこ ろでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

今の市長の答弁では、新たに特認制度、嬉野市としての取り組みは考えられないような発言であったわけですけれども、もし集落営農組織に該当し得ない地域におきましては、非常に大豆もつくられんでしょう、麦もつくられん。つくってはよかけれども、麦1俵2千円ですよ、大豆は3千円ぐらいですよ。それで差がある状況の中で、つくっても採算はとれないと。集落営農組織に入ったら交付金が来て、1俵当たり麦は8千円、大豆が12千円来るけれども、そこの差があるわけですので、どうしても入れない地域、単独の地区とか、あるいは中山間地域については、もう少し市独自でやっぱり集落営農組織が結成できるように認めていくべきじゃないかと思いますけれども、鹿島地区とか武雄地区についてはどのようになされておるのか、まずその点をお尋ねしたいと思いますが。

〇議長(山口 要君)

産業建設課長。

〇産業建設課長 (宮崎和則君)

お答えをいたします。

今、議員の質問は、特認制度というようなことでの御質問だと思いますけれども、それにつきましては、今、隣の鹿島市等につきましては、まだそういったところまではいっていないようでございまして、ただ、そこで、嬉野市の集落営農の規模面積につきましては、先ほどおっしゃいましたように20~クタール以上が特例で14.6~クタール、それから認定農業者は4~クタール以上を特例で2.9~クタールということになっております。ただ、そこで、ちなみに鹿島市のことを申し上げますと、20~クタール以上の面積が特例で15.6~クタール、それから認定農業者の4~クタールのところが3.1~クタールという状況でございまして、あとの他市町のところまでは深くわかっておりません。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

よその地区については、平たん地とか山間地等、いろいろありまして、うちの嬉野市におきましては山間地があるわけですので、そこのあたりはしっかりやっぱり取り組んでいくべきじゃないかと思う。もし集落営農組織に結成できなかったら、小規模農家の切り捨てなんですよ。もう米つくられん、大豆つくられん、麦つくられんですよ。今、荒らかしてあるですよ。そういう事態を何とか救済していくためには、市長の裁量でやっぱりやっていくべきじゃないかと思いますけれども、結論としては、集落営農組織の14.6~クタールを10~クタール以下にするのか、あるいは認定農業者の2.9~クタールを2~クタールぐらいにするのか、これは嬉野市の農業を支えていくためにはそれをすべきじゃないかと思いますけど、市長、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

いろんな状況の地域があるわけでございまして、先ほど答えましたように西吉田地区あたりは山間地でございますけれども、努力をしながら集落営農組織を結成しようとしていただいておるわけでございまして、またほかの地区もできるだけ幅広くとって結成していただくようにと。ですから、想定される地域よりもっと広げていただいて結成できないかというようなことで、いろいろ相談も受けておるわけでございまして、そこらにつきまして、やはりできるだけ成果が上がるようにこれはもう指導をしていきたいと、御協力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

具体的な答弁は伺えなかったわけですけれども、集落営農組織の要件、規模面積を緩和する必要があると思いますが、市長は相談を受けておりますとか、そういうふうなことで今おっしゃられましたけれども、緩和するお考えがあるかどうか。14.6~クタールを10~クタールぐらいにして集落営農組織を結成して中山間地の地域を救っていくとか、あるいは先ほどの認定農業者を2~クタールぐらい持っていくのかということを聞いておるわけです。

ここに新しい特例、または特認制度について出ておるわけですよ。これは、集落の農地が 少ないときは物理的にできるわけです、市の裁量として。そこのあたりを聞いております。 もう一回答弁。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたように、いわゆる集落営農という趣旨自体の特性を生かしていくためには、やはりある程度の規模が必要であるということが原則あるわけでございまして、そういうことでございますので、要するに小さくするということよりも、もっと幅広くまとめていただいて、そこ全体でできないかというふうなことで、いろいろ御相談もあって協力をしておるというところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

なかなか具体的なお答えはいただけないんですけど、そこのあたりを含めて、しっかりやっぱり取り組んでいただくということで、私はもう切にお願いしたいです。

市長の具体的答弁をいただけないままに次に入っていきますけれども、次に学力テストに ついてお尋ねをしたいと思います。

学力テストについては、先ほど杉﨑教育長のほうから公表はできないと。全国的には、御案内のように大阪府とか秋田県、大分県、あるいは大分県の日田市等は、あそこのあたりは市町村別、学校別にもやっぱり情報公開条例のもとで公表されておりますが、できないというようなことですけれども、できないと教育長おっしゃられましたけれども、これは教育長の見解なのか、教育委員会の見解なのか、その点をお尋ねします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答え申し上げたいと思いますが、教育委員会で協議をして最終的に決めておりますので、 私自身のというよりも、教育委員会総意のものでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

私も教育委員長のほうにも、「いかが思いますか」ということを電話しました。そいぎ、 やっぱり今の時点では公開するということは、学校の序列の問題、競争意識を高めて好まし くないだろうというようなお考えをいただきましたけれども、先進地においては情報公開条 例のもとで請求があった場合についてはどんどん開示をして、隣の福岡県知事も公開すべき じゃないかとか、そしてまた秋田県は一番成績がいいところですよね。そこの秋田県の知事 も、市町村が公開しないとなれば私が公開するというようなことで言われております。

この間、佐賀県のほうにもお尋ねをしたら、佐賀県の学力テストの公開におきましては、 22年度は佐賀県が平均値を超えるという目標で取り組んでおるというようなことで言ってお られますけれども、現在、情報公開条例のもとで請求があった場合、それは公には公表でき るべきじゃないかと言う人もおるけれども、できないというふうなことで思っておる人もい らっしゃいますが、恐らく今の時点の中では段階的に公表する市町村がふえてくるんじゃな いかと思いますけれども、今の段階ではできないけれども、段階的に公表するという意向が あるのかどうか、その点はいかがお考えなのか、教育長にお尋ねします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答え申し上げたいと思いますが、先ほどるる述べていらっしゃいますけれども、確かに本年度、開示をしているところは今上げられた県あたりがございます。それあたりを見ていきますと、全面開示というより部分開示の部分が大半でございます。基本的には、実施要綱では開示をしないという方向でいっているわけでございますので、現在のところ、本年度は嬉野市としては実施要綱に基づいて教育委員会で開示をしないというぐあいに言っているわけでございまして、開示要求等がございましたときには、やはり十分なる説明をして、そして理解をしていただきたいというふうに思っております。そういったことでお答えにしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

この問題につきましては、教育長は教育委員会の見解を示していただいたわけですけれども、嬉野市の市長として、これは情報公開条例のもとで、ここにきちっとうたわれておりますけれども、「この条例は、開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を公開することにより、市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、」というようなことで条例の第1条に載っておりますけれども、その条例に基づいたら当然これは開示をすべきじゃないかと思いますけど、この開示に当たっては、成績については本人、保護者には連絡行っておりますけれども、県段階でとまっておりまして、各教育事務所管内までに来ておるかどうか、私も分析しておりませんけれども、市長としては開示すべきじゃないかと私思いますけど、その点いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

いろんなところで議論があるのは十分承知しております。情報公開条例で請求された場合どうかというのは検討しておりませんけど、私は原則、今回の問題は開示すべきじゃないというふうに思っております。その理由は、教育長も申し上げましたように、これはテスト当初、公表しないということを前提にテストがあっているわけでございますので、いわゆるそれを実施した後に公表するということは、当初のやはり計画自体が守られないということになるわけでございまして、私は今回については公表すべきでないと思います。しかしながら、次回やることにつきましては、次回の場合は事前に公表するかしないかというものをちゃんと決めて、そして実施すべきだと、それが一つの国の施策のあり方だというふうに思いますので、基本的なところで、公表しないということを前提にテストをやったわけですから、これは公表はできないというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

市長も公表しないということですが、佐賀県のトップ、古川知事は市町村の判断にゆだねるというふうにおっしゃっているんですよね。福岡県の知事も公表すべきではないかとか、そういうことでおっしゃっておられますけど、嬉野市としては公表は今のところではできないということの結論に達しておるわけですけど、いたし方ないだろうかなと私は思っております。

それから次の教育問題で、子供たちの人格形成について、るる先ほど教育長が述べられましたけれども、豊かな人間性を培う心の教育が重要であるという中でも、思いやりとか、倫理性、正義感、感動する心とか、いろいろありましたけど、具体的に人間形成に、あるいは道徳教育、週1時間程度に教育がされておると思いますけれども、嬉野市の実態はどのくらい時間をかけて人格形成について教育指導がなされているのか、その点お尋ねします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

先ほど申し上げましたように、教育基本法の中で教育すべてにわたって人格形成を目指しているわけでございますので、今先ほど上げましたのは、主な内容ということで御紹介をさせていただいたところでございます。そういった意味で、例えば、今、道徳教育については年間各学年35時間の予定をしております。そのほかに、生徒指導でございますとか、教育相

談等にも力を入れております。子供たちに係る諸問題等につきましては、不登校やさまざまな問題行動もございますので、そういった意味では、それに対処するため学校、家庭、関係機関と連携をとりながら教育相談等の充実も図っているところです。そのほかにも、人権教育についても取り組んでおります。人権意識の高揚を図るために、同和教育を初め、人権教育の推進にも取り組んでおりまして、そういうような内容を総合的に組み込んで人格形成を目指しているというところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

年間35時間という時間を人格形成、道徳教育に費やしておられますけれども、今日の子供たちのいろんな、特に塩田、あるいは嬉野の人たちは、非常にあいさつもよくて、そしてまたびっくりするぐらいあいさつをしていただくということで、非常にいい子供が育っておるということは本当に皆さん方も十分御承知かと思いますけれども、他県におきましてはいろんな青少年の犯罪事件等々が起こっておりますが、子供たちを育成するに当たっては、やはり小さいときからそういった道徳教育、人格形成が非常に重要視をするのではないかと思いますけれども、今後さらに嬉野市がその重要性を深めていくためには、今後、方針として、35時間という限られた時間かわかりませんけれども、時間的には制約されておるのかどうなのか、その点お尋ねしたいと思いますが。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、先ほど申し上げましたのは道徳の授業時間が35時間ということですので、それ以外にそれぞれの地域の方、学校だけで今できるわけではございませんので、地域の方あたりの御協力をいただき、さらにはいろんな形で今学校サポートスタッフというのができております。ボランティアの方を中心といたして。中には読み聞かせをしていただいている婦人会組織もありますし、読書クラブ等のこともございます。ですから、そういうものを通じて、今後もやはり学校のみならず、地域との連携を厚くして、心の教育には努めていかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えにさせていただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

子供教育、人格形成、道徳教育、最重要かと思いますけれども、嬉野市における子供の教

育についてもしっかり取り組んでいただくことを切にお願いしておくべきと私は思っております。

次に、3点目に入りますけれども、購入用地の有効活用についてということで、さきの議会で195,000千円の公有地を購入したわけですけれども、その公有地に当たっての活用について、嬉野市の高速インターの入り口については駐車場を計画しようと。この駐車場に当たっては、いろんな大きなイベント、あるいはスポーツ競技等々について計画されるという説明を受けました。そしてまた、塩田のジーベック跡地につきましては、全協の席でもいつか、間もなく企業誘致が実現するんじゃないかというふうな思惑を受けながら私たちは理解したわけですけれども、いまだにジーベック跡地につきましては企業誘致の音さたがないということですけれども、現状はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。企画部長からですか、お尋ねしたいと思いますが。では、担当課でよかです、どちらか。

〇議長(山口 要君)

副市長。

〇副市長(古賀一也君)

お答えいたします。

ジーベック跡地の件についてでございますけれども、企業誘致用として取得いたしましたけれども、今、買い取り及び所有権移転の登記が完了いたしたところでございます。ちょうどこの契約をお願いする時点では、交渉時に2件ほどのオファーがあっておったわけでございますけれども、現下の景気低迷を受けまして、具体的な進展が見られなかったということでございまして、改めてまた今後、県や、また東京事務所等を通じてPRを行ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

説明の中では、全協の席では、もう今から来るような状況で私たちは理解したわけですけれども、結論としてはまだまだ展望が見えないという状況ですね。それで、そこを90,000千円で購入したわけですけれども、ずっとそのまま放置しておったら、もう管理をせにゃいかんですよ。草が生えるわ。そして、建物がやっぱり悪くなるとか、いろんな部分がありますけれども、全くそれは、現在のところ、企業誘致の計画はあるにしてでも相手先はいないということですね。お願いします。

〇議長(山口 要君)

副市長。

〇副市長(古賀一也君)

お答えいたします。

ただいまのところ、誘致を予定されておる企業が今のところないということでございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

そうですね、私たちも全協の席ではこれが来るかと言われておりましたけど、ないという ことですけれども、これはいたし方ないわけです。今の情勢で、なかなか企業誘致に先取り するということは難しい部分があると思います。

もう1つ、今、そこの市役所前の用地、駐車場問題です。あそこの肥前石油、それから家屋が今全部解けてしまって、景観的にもすばらしくなったわけですけれども、そこの計画については駐車場というようなことでお伺いしておりますけれども、計画はどのようにされていくのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

総務部長。

〇総務部長(森 育男君)

お答えをいたします。

もとの肥前石油跡地の利用ということでございますでしょうけれども、今、この跡地につきましては、もとの地主の方が整地をしていただいておりますので、整地終了後に正式な契約が結ばれるものと思っております。そういうことで、一応これは計画として考えていることは、今現在、市役所の入り口がどうしてもわかりづらい。そして、出るときにもなかなか出にくいというような来客者の方から多くの御意見をいただいておりますので、一部を道路の拡幅をしながら、あとの残地については駐車場を行っていきたい。駐車場の計画としても、乗用車のスペースで大体25台ぐらいのスペースがとれるんじゃないだろうかと考えております。また、健康診断等もございますので、そういったときには多分大型の検診車も入ってくる可能性もありますので、そのときには大型の検診車のスペースとして対応できるような整備ができればと今のところは計画を思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

先ほど、整地が済み次第、契約をしていこうというようなことで、駐車場の台数につきましては25台ぐらいは入るんじゃないかと言われましたけれども、いつするかということですね。とにかく予算的にも必要ですけれども、めどはいつごろ実施されるわけですか。

〇議長(山口 要君)

総務部長。

〇総務部長(森 育男君)

この整備につきましては、新年度の予算の中で対応をしていきたいと、そのように考えて おります。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

新年度予算よりも、もう平地になったわけでしょうが。あとはもう契約して、すぐ終わる 段階と思いますけれども、一刻も早く、駐車場がこれだけやっぱり狭いということで困って おるわけですので、進入路においても非常に狭いわけです。今、広く直すということについ ては、それはもうごもっともだと思いますけれども、新年度予算よりも、3月の補正にかけ てでも早くすべきと思いますけど、今直ちにというのは、2月、3月はさらに市に来られる お客様、市民の方が多くなり、確定申告もありますよ、異動もあります。そういうことで、 早く活用すべきと思いますけれども、その点、市長、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

予算の関係もございますので、今、まだ整地中でございまして、契約でき次第、購入をするというふうに考えておりまして、新年度予算も通りまして、早急に取り組めるように、これはもう計画はつくっていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

新年度予算と市長も言われましたけれども、それまで放置して駐車場としては確保できないわけでしょう。1月、2月、3月、3カ月間放置してよかですか、これは。90,000千円 (291ページで訂正) の土地、市民の血税であそこを購入したわけですよ。早く利用価値を求めていくべきと思いますけれども、お伺いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

現在、御承知のように整地中でございますので、購入した後のことでございますが、やっ

ぱり設計その他ございますので、時間はかかると思います。ですから、新年度で通していた だければ、すぐ仕事ができるように、これは準備はさせたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

市長も新年度予算で、12月、1月、2月、3月、放置をしていくということですけれども、 私としては納得できないです。市民の血税で90,000千円、一刻も早く開放すべきと思うです よ。

そしてもう1つ問題は……(発言する者あり)ごめんなさい、失礼しました。30,000千円です。90,000千円はジーベック、訂正させていただきます。

そういうことで、訂正させていただきたいと思いますけれども、あそこは今現在、タクシーの会社がありまして、市役所の進入路を入って方向転換しておるような状況です。その中で、計画的にもこのまま、現在のタクシーの進入路として営業権があるわけですけれども、その辺は市の見解としてはどのように考えておるのか、その点お尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

総務部長。

〇総務部長(森 育男君)

今現在のタクシー会社の進入の活用についてということだろうと思うんですが、これは合併前の旧塩田町時代から進入を、市道の一部を利用して経営されているということでございますので、新たに道路の拡幅工事をした上においても、これは一つの既得権といいますか、そういうふうな権利も発生いたしましょうから、これは現状のままで利用させられるんじゃないだろうかと、そのように思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

あそこは既得権は発生するですかね。市の賃貸契約とか貸借契約についてはどうなっておるのかですよ。市の公有地ですよ。あそこの一企業が、会社なんですが、あそこで方向転換を常時していくということは、一般市民からいえば余り好ましくないだろうと思いますけれども、塩田町時代、どういうふうな契約を交わしておったのか。その点、副市長は御存じと思いますけれども、その点、きちっと明確に答弁していただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

副市長。

〇副市長(古賀一也君)

旧塩田町時代からのことでございますので、ちょっと具体的に、当時の担当者がもういないということで、私もその当時の状況をちょっと聞くことができました。そういうことで、これは平成7年にそこにバイパスができたわけですが、そのバイパスの、いわゆる498号の交差点改良ということで実施をされました。当時、交差点の拡幅工事がなされたわけでございますけれども、藤津石油、今の肥前石油なんですが、当時の藤津石油、それに塩田タクシー、それに土木事務所、それに塩田町、4者が立ち会いまして用地の交渉をお願いしたわけでございますが、そのとき、いわゆる用地買収のための条件として、ちょうど新しくバイパスができますとタクシーの出入り口が交差点になったわけでございまして、交差点からタクシーが出入りするのは非常に危ないというようなことから、出るのはいいとして、入るのがちょっと危ないというようなことから、市役所の入り口からそこを通ってというようなことが言われたそうでございます。そういうことで、用地買収の条件として、通行可能というようなことで許可をいたしておるようでございます。そのようなことで今日に至っておるということでございました。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

以前の平成7年、8年ぐらいからの、そういったいろんな状況の中で、今現在、行われておりますけれども、これ契約書も交わしていないわけでしょう。ロ頭契約で、今後また新たにあそこを整備するに当たって、特定の営利会社の進入、占用をしていくということはいかがなものかと思いますが、そこのあたりはタクシーとの兼ね合いの中で協議されると思いますけれども、市長はどのようにお考えなのか。今の現状は、あそこは駐車禁止と書いて、7台ぐらいはあそこに常時とめられる状況であるわけですよね。タクシーがずっと入るものやから、駐車禁止としてあそこをしてあるわけです。だから、そこをどう取り扱っていくのかですね。このままあそこを整備して、タクシーをそのままずっと市役所の進入路から現状のままでいくのかどうか、その点、市長はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

今回の物件購入につきましての最終的な設計はまだできておりませんので、それは設計の 段階で検討していかなきゃならないと思いますけれども、今、副市長申し上げましたように、 そのような条件がついておるならば、やっぱりそこらのことも考慮しながら先方と協議をし ていくということになると思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

前のことであって、契約書も交わされないというようなことで、ロ頭で暗黙の了解を双方がしながら現状に至っているというわけですので、この辺、総合的に整備されるに当たって、やはり一刻も早くここを開放して、駐車場として利用価値を求めていきたいというふうに切にお願いをしておきます。市長は新年度予算と言われましたけれども、それはもう待ったなしでやるべきだと私は思っております。

それから最後にですが、あそこの高速道路の入り口なんですが、105,440千円で購入されておりますが、あそこは借地をやって駐車場を利用しておりましたけれども、この際、市が活用するために買おうというようなことですが、今後、駐車場としてずっと当面やっていくのかですね。駐車場でも、現状の古湯温泉の計画をされて、もとの紅屋新館の跡地とか、駐車場の活用についても十分今効果があっているのかどうかと私も疑問でならんわけですけれども、嬉野の入り口の膨大な土地、あそこはそのままずっと駐車場でいくのか、あるいは一部どこかに貸して借地料をもらうのか、その点は市長どのように。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

これは以前もお尋ねでお答えをしたと思いますけれども、今、駐車場として借地料を払いながら使ってきたわけでございまして、今回、購入をさせていただいたということでございます。そういうことで、それぞれ今、大会がずっと入っているわけでございまして、一番大きくなるだろうと予定しておりますのは、23年の国体の九州予選と、それとまた25年のインターハイの北部九州予選と、これにつきましては相当な利用台数があるというふうに考えておりまして、もちろん大会が正式に何種目やるかによって違いますけれども、やはり前回開催しましたインターハイの状況を見ますと、うちのみゆき公園は非常に評判がよかったというふうに考えておりますので、話としては十分出てくると考えております。

そういうことで、以前もお答え申し上げましたように、一応25年開催の高校総体の九州ブロック大会、その大会終了後に、いわゆるこの地域の振興になるような施設整備を行っていきたいということでお答えをしておりますので、それまでにはやはり駐車場として使いながら、いわゆる総合的な計画をつくっていきたいと思っております。きのうもちょっとお尋ねありましたけれども、それに関連して、やはりみゆき公園内の整備もできれば考えていきた

いと思っておりますので、そこらまで踏まえて研究をしていければと思っております。以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

23年、25年の大きなイベントの準備というようなことでございますが、21年、22年、利用価値はどのようになっておるのか、その点、おわかりやったら教えていただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

支所総務課長。

〇総務課長(支所)(坂本健二君)

お答えをいたします。

利用状況でございますけれども、平成19年1月から借地によって買収をしたわけでございますけれども、平成18年度は中途からでございますので、平成19年度の実績は駐車が約3,200台でございます。調定額におきましては873千円を調定いたしております。大体1日平均8.8台ぐらいでございます。平成20年度におきましては大変伸びを示しておりまして、4,500台程度の年間駐車になろうかと思っております。駐車台数は、平成19年度と20年度と比較しますと3割以上の伸びを示しております。この分で、これは第2駐車場でございますが、第1が減ったかと申しますと、そういう状況はないので、かなりの有効利用がなされていると思っております。ただし、通常半分にしておりますけれども、30台がマックスにしております。ここを一応全部開放しますと、全体的には150台ぐらいは駐車できるという状況でございます。先ほど市長が申しましたように、10月にイベント等があっておりますけれども、そのときはやっぱり台数的に、ある程度の伸びを示している状況でございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番(西村信夫君)

今の利用状況を説明していただきましたけど、年間に20年度は4,500台という状況を見込んでおられますけれども、なかなか厳しい情勢の中で、そのごとくいくだろうかと私も心配でなりません。そういうことで、あそこの土地の有効活用については、いろんな市民から御指摘がありまして、あんな土地ば何すっとかいとか、いろいろありますけれども、有効活用していく上で、やっぱりきちっとした手だてをさらに進めていくべきではないかと思っております。

それでは、質問はこれで終わりたいと思いますが、最後にこの席で、市長初め、執行部の

方にお願いをしておきたいわけですが、今日、世界的な景気の悪化で、日本の経済も深刻な影響があらわれております。自動車産業を初め、電機産業に働く労働者、特に非正規社員の契約解除、あるいは内定取り消しが公然と行われ、雇用不安が広がっております。嬉野市においても、市内に自動車関連の企業がありますけれども、そちらのほうには約400人ぐらいの従業員がいらっしゃるわけで、そのうち100人程度が派遣労働者というふうなことで伺っております。その方たちを含めれば、大変心配されるときではないかと思いますけれども、ぜひ嬉野市として状況を十分把握しながら、雇用の相談窓口の設置などをして対策を進めていくべきだということを要望いたしまして、今回の質問を終わります。

〇議長(山口 要君)

これで西村信夫議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで2時30分まで休憩をいたします。

午後2時20分 休憩午後2時30分 再開

〇議長(山口 要君)

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

4番秋月留美子議員の発言を許します。

〇4番(秋月留美子君)

4番秋月留美子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問いたします。

傍聴席にいらっしゃった方は一般質問日最後までありがとうございます。もう1人いらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

今回、私はまちづくりについて質問いたします。

まちづくりは人の生活そのものであり、市民、行政、事業者が一体となって資源を生かしてつくり上げていくものと考えます。嬉野町、塩田町が合併しまして3年がたちました。重伝建の指定を受けた塩田津、再建される古湯温泉、そして10年後の開通を迎えることができる新幹線嬉野駅の着工。しかし、合併にしても、新幹線にしても、すべての市民、地域の方々の賛成があってできたのではなく、賛成でない方もいらっしゃいました。その分、真剣に進めていかなくてはいけないですし、その方々のためにも、できてよかったと言ってもらえるように進めていかなくてはいけないと思います。

この合併とともに与えられた恵まれた資源を持つ嬉野市、この資源を生かし、新しい歴史をつくり上げていく中に、私たちが今ここにいるということ、そしてしっかりしたものを次の世代につなげていかなくてはいけない責任があるということ、市長はその中心にいらっしゃるということです。自信を持って進めていただきたいと思います。

このように、まちづくりのすばらしい資源に恵まれている市はそうないのではと考えます。

市長をトップに、行政職員の方々、市民の方々にとってとてもやりがいのある仕事がこれからのまちづくりだと考えます。嬉野市は観光のまちです。そのまちづくりの資源となる古湯温泉、新幹線新駅舎、文化遺産の塩田津、それから嬉野の命の水である温泉の活用についての質問をいたします。

まちづくりの1番目は、古湯温泉の進捗状況をお尋ねいたします。

古湯温泉につきましては、完成すれば温泉地嬉野初の公衆浴場(300ページで訂正)となるわけですが、全国1,782市町村のうちの430自治体のうちで保養、温泉施設は1,250施設あります。その中に、また1つプラスされるということになります。9月の補正予算では市有林を建設用材として一部に利用することとなり、伐採運搬や製材乾燥に約7,000千円の予算が組み込まれました。外観は創建当初の木造3階建てということですが、館内の様子や泉源の利用、完成時期など詳しく説明をしていただきたいと思います。また、管理運営は市直営なのか、指定管理者なのかをお尋ねいたします。

2番目は、古湯温泉を核としたまちづくりをしていきたいと以前からの市長の答弁もありまして、大正ロマン風の地域としての整備をしたいとおっしゃっていましたが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

3番目は、新幹線嬉野温泉駅ができるわけですが、駅舎周辺から新しいまちづくりの構想 も考えていかなければいけないと思います。あくまで嬉野町は古湯を核とした温泉地であり、 決して空洞化させてはならないと考えます。嬉野に限らず、今、どこの中心市街地も空き店 舗がふえている現状ですが、商店街の経営者の方々も一店一品運動などで頑張っていらっ しゃいます。そのような中で、行政ではどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたし ます。

残りの3問は質問席にていたします。

〇議長(山口 要君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

4番秋月留美子議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

まちづくりについてということでございます。

古湯温泉についてと、また商店街を中心としたまちづくりについてお答えを申し上げます。 残りにつきましては、後ほどお答え申し上げます。

古湯温泉につきましてお答え申し上げます。

古湯温泉につきましては、多くの市民の御要望をもとに復元に向け努力をいたしております。地域住民の皆様の御参加もいただき、検討会議を数多く開催していただき、設計までこぎつけておるところでございます。現在、専門の設計士により本設計が進んでおります。完全木造での復元を目指しておりまして、現代のさまざまな基準及び規制の中での設計になっ

ており、御苦労をなされておるところでございます。当初から予定いたしておりますように、 今年度の着工に向け現在努力していただいておるところでございまして、予定どおり推進で きますよう努力を続けてまいりたいと思います。

次に、運営につきましては、以前から市民の皆様が要望しておられますように、市営としてスタートさせたいと考えております。加えて、しばらく経営の後につきましては、市営という市民の御要望を生かしながら、近年導入されました民間のノウハウを加味できる指定管理者制度によっての運営に移行できればと考えておるところでございます。

次に、まちづくりについてお答え申し上げます。

まちづくりにつきましては、大正時代に建設された古湯温泉でしたので、創建時の雰囲気を出すように設計をいたしておるところでございます。以前から古湯の再建を中心として地域整備を行ってまいりました。温泉前の石畳の整備、シーボルト足湯のデザイン、本通の舗装整備なども歴史的な景観に近づけるための整備を行ってまいったところでございます。嬉野に起こしいただく方々の整備の進みぐあいにつきましては、以前とは随分変わったと評価をいただいておりますので、今後も引き続き努力をしてまいりたいと思います。

次に、まちづくりについてのコンパクトシティへの御意見でございますが、基本的には御 意見の方向で整備を進めてまいります。

整備計画につきましても、市民の御意見などにつきましても、商店街から嬉野川、古湯周 辺整備についてはトータルで考えなくてはならないと考えておりますので、御意見に沿った 整備になっていくものと考えております。

次に、新幹線駅地区の関係につきましても、既存の商店街、旅館街との関連を十分考慮しながら進めてまいります。新幹線嬉野温泉駅の魅力の一つに、温泉街、旅館街に歩いていける新幹線駅としての売り出しが必要になってまいります。現在の商店街地域が趣のある地区として整備が進められますよう努力をいたしてまいります。既に新幹線を生かしたまちづくり協議会が発足して御検討をいただいておりますので、今後、市民の御意見もいただきながら計画づくりを進めてまいりたいと思います。

以上で秋月留美子議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

古湯についてですが、館内の様子とか、それから、あそこを博物館というか、写真の展示とか、そういう場所もつくっていただけるというふうな感じでお聞きしましたけど、その辺のところを詳しくお話しいただけますでしょうか。

それから、完成時期ですね。結構皆さん気になっているみたいで、その辺をしっかり聞き たいというのもありますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(山口 要君)

企画,企業誘致課長。

〇企画・企業誘致課長(三根清和君)

お答えいたします。

古湯の内側の詳細ということでございます。外観につきましては、今市長が申し上げましたとおりでございますけれども、屋根の高さが約14メートルになります。これは3階建て並みの高さということになります。ただ、一番とんがりの屋根があったところの展望台がございましたけれども、ここはシンボルとしてもとの先のとんがった形で整備をするということになります。展望としての役割は今回計画はいたしておりません。

まず、1階でございますけれども、男女のそれぞれの大浴場がございます。それぞれ2槽ですね、男湯に2つの槽、女湯に2つの槽ということで、これは前のときの形とほぼ同じような形でございます。すべて川のほうにべたっとくっついたような形ということになります。

また、入ってすぐ右手のほうには貸し切り湯を設けます。これが1階に3つですね。

次に、2階でございますけれども、2階の大浴場の真上になりますけれども、男湯の真上が休憩室をとるようにしております。また、女湯ですけど、これが奥のほうになりますので、ここについての2階はベランダ式になります。

それから、玄関ホールの上になりますけれども、先ほど言いました家族湯ですね、これは貸し切り湯のほうですけど、ここも2階のほうに2つ設けるということになります。また、2階の玄関の真上のところになりますけれども、ここにはギャラリーを設けたいということで、そういう温泉の歴史なんかを展示できるスペースをとりたいというふうに思っております。

また、1階のお薬師さんのほうのところでございますけれども、ここは管理関係の部屋を 設けるということになります。前の建物の内容とほぼ同じような形ということで御理解いた だければいいかなと思います。

完成時期ということでございますけれども、まだちょっと着工はしておりませんので、確 実なところは言えませんけれども、21年度には完成をさせたいというふうに思っております。 以上です。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

平成17年に解体したわけですかね。それからようやく本当に改築というか、再建されるわけですが、若い人たちの中にはそんなに古湯に愛着というか、必ずしもあるというふうな感じでもないようです。行政の方々も聞かれたことはあるとは思いますけど、例えば、しらぬ

ひ荘、あちらだったら140,000千円で買えたのにとか、もう1つのセンターとかだったら本当に駐車場もあって広いのにとか、そういうことも聞かれたとは思いますけれども、今は価値観が違ってきているところもあります。意識が薄れ、ぜひという人も以前ほどではないということですが、でも、ちょうど今、機が熟していると思います。今の時期を逃したら、ますますそういう声もだんだん出てきたんじゃないかと思います。

やはり1万2,000人の古湯再建の署名運動があったということ、このことをぜひ忘れてはいけないと思うんです。今まで嬉野は、これだけの美肌の湯というか、全国的に知られている湯でありながら、公衆浴場(300ページで訂正)がなかったということは本当に悲しかったことだと思います。でも、民間の方々の旅館さんのお湯を皆さん活用されて、それはそれでよかったと思うんですが、そういう公衆浴場(300ページで訂正)が1万2,000人の署名があってできるということ、このことはすごくこれからの若い人たちにとっても、古湯というのがそれほど歴史があって、そしてそれだけ愛着が持たれた建物なんだということをお知らせするのにはすごくいい道具だと思うんです。道具という言葉はちょっと失礼だったかもわかりませんが、ぜひ1万2,000の署名というものを古湯ができたときに何らかの形で残せたらと思うんですけれども、その辺は市長、考えていらっしゃらないでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

古湯につきましては、いろんな方の御要望があって取りかかり、また進めておりますので、 できるだけ早く投資効果を上げたいというふうに思っております。

公衆浴場につきましては、現在、既に営業しておられるところがずっとあるわけでございまして、嬉野に1カ所ということではございませんので、そこらについては御承知おきをいただきたいと思います。ただ、古湯地区での公衆浴場というのは今までずっとあの場所で経営がなされてきたわけでございますので、そういう点をぜひ復元してほしいという要望がたくさんありまして、今回の取り組みになったわけでございますので、民間の方と今回の公衆浴場が要するに両立できるような、また旅館もありますので、そういう形で取り組みを検討してきたところでございます。

それで、いろんな御要望とか、また嬉野温泉の歴史とか、いろんなことがあるわけでございますので、そういう点につきましては、建設の経緯、そういうものも十分踏まえて記録はしていきたいと思っております。そういう中で、いろんな方の御意見とか、また以前のいろんな資料もありますので、そういうものにつきましては、ぜひ保存をしていきたいと思っております。

また、前回の古湯の建てられたときのいろんなものを御寄贈いただいた経緯もございます

ので、写真とかたくさんございます。そういうものもちゃんと残していきたいというふうに 考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

失礼いたしました。公営浴場の間違いでした。

古湯に関しては、やっぱり駐車場の問題は本当によく言われます。今の時代は横づけして、 おふろなんかは特に入りたいというふうなのがありますけれども、あえて便利さというより も歴史を選んだということですね。だから、その歴史を選んだということをこれからの周辺 地域の活性化のほうにも打ち出していただきたいなと思います。

駐車場は歩いて、ちょっとどのぐらいありますかね。そこまでの間に中川通りのほうの昔からのたたずまいと思うんですよ。前、田中議員がおっしゃったように、川のせせらぎみたいなものをですね、沿道のですね。それから、あとお花とかは簡単にできると思うんですよね。そういうもので女性は満足するんですけれども、やっぱりちょっと歩くのに眺めていけるものがあったら、その歩く道も長く感じないということなんです。

男性客と比べたら、女性客が嬉野は多いでしょうか、どんなでしょうか。その辺わかりますでしょうか、お尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長 (一ノ瀬 真君)

正式なデータは多分各旅館さんは持っておられると思いますけれども、私どもの見た感覚で申しわけないんですが、やっぱり女性が多いというふうに感じております。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

やはり決定する場合には、男性がどうしても多いので、男性寄りの考え方に偏ってしまうと、観光地とか温泉地とかは特に女性のお客様が多いので、昨日も芦塚議員もおっしゃいましたが、そんなふうで女性の意見を入れられるように、本当にその辺をお願いしたいと思います。

それから、古湯が壊されるときも本当に惜しまれたんですが、重要伝統建造物にならないかというふうなこともあったと思うんですけれども、景観重要建造物ですか、それには建った後はなりますよね、どんなでしょうか。そのように景観重要建造物ということに指定をされまして、そうすると、その辺の周辺の景観に関しても力を入れられるんじゃないかと思い

ますけれども、市長、その辺のところについてお尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

平成七、八年ごろだったと思いますけれども、古湯が閉館されたときに民間のほうで復元されるというふうな計画を立てられたわけでございまして、いろんな形での情報を収集いたしました。そういうときに、あそこが今おっしゃったように文化財的な価値があるかないかということでいろんな検討をいたしまして、調査も、お金をかけた調査やなかったんですけど、専門的に見ていただいたこともございます。残念ながら文化財的な価値は非常に少ないというふうなことでございますが、しかし、景観形成の一つのスポットとしては、議員がおっしゃるような建物としての価値は今回出てくるというふうに思います。また、特に今回、完全木造でつくるわけでございますので、平成の時代に完全木造でつくれたということで残っていけば、すばらしい価値が出てくるんではないかなというふうに思っておりまして、ですから、景観計画の中にも、あの地域全体を景観の地域として考えておりますので、議員御発言のようないろんな展開もできていくんではないかなというふうに思っております。

また、中川通りにつきましては、以前お答えしましたように、ぜひ整備をしたいというふうに考えておるところでございまして、本当に趣のある通りにしていけたらというふうに考えておるところでございます。

以前の議会でも御発言いただいておりましたけれども、今回の古湯はただ単に公衆浴場ということではなくて、いわゆる旅館に来られた方の外湯としての魅力もぜひ加味する必要があるというような御意見もずっといただいてきたわけでございまして、議会のほうも、以前の議会でございますが、視察もしたりなんかしていただいておりました。嬉野の魅力としては外湯が不足しているということで、そういうこともございますので、やはり旅館の方々との連携をしながら利用できれば一番いいんじゃないかなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

それでは、商店街とか、あの辺のかいわいとか、まず手をかけなくちゃいけないところというか、どういうものがあるとお思いでしょうか。看板とか既に立っているものとか、来年いっぱいで古湯はできるわけですかね。そしたら、前も言っていましたように、やっぱりそういうところも並行して進めていかなくちゃいけないと思うんですけれども、建物、古湯だ

けがぽつんと1つできても、ちょっとあれかなと思うんです、訪れた方にもですね。それプラスその周りの景観というのがプラスされた嬉野の魅力というのは本当に上がると思うんですけれども。それから、温泉橋ですか、そういうところもやっぱり整備とか必要なんじゃないでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

そのようなこともございまして、古湯の整備のいわゆる基本的なあり方を考える組織の中には地域の方も入っていただきましたし、あのすぐ近くの方も入っていただいて今回の計画がまとまったわけでございますので、そういう点では、今後御相談をしながら整備ができればというふうに思っております。

また、景観計画等も今作成中でございますので、そこらについても、今議員御発言のような看板とか、そういうものについても御相談できるんではないかなと、そういう点で御理解いただくようにぜひ取り組んでいかなければならないと思っております。

また、橋につきましては、御承知のように、以前、調査もいたしておりまして、簡単な調査でございましたけれども、やはり最終的にはかけかえということが必要であるというふうに考えております。これはいつになるかわかりませんけれども、かけかえを視野に入れて周辺整備もやっていかなければならないと思っておるところでございます。御承知のように、あの橋が全国でも珍しいリベット打ちの鉄骨の橋になっていまして、工学的にもぜひ残してほしいというふうな話もあるわけでございますので、保存をしながら整備をしていくという形になりますので、そこらはまた専門的な方の御意見をいただきながら整備をしていくということで努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

父に聞きましたけど、嬉野はやっぱり景観というか、風光明媚といいますか、温泉公園の碑にもありますように、昔から嬉野八景と言われていたと思うんです。私はちょっと知らなかったんですけれども、嬉野八景と。八景というのはたくさんあるということだと思うんですが、8つあるという意味じゃないわけですよね。だから、それだけ景色がいいところがたくさんあると。古湯もできたときにそういう言葉も掘り起こして、また嬉野八景というふうなイメージをつくり上げていただきたいなと思います。

それから、市長が前もおっしゃっていたように、かわまち構想ですね、ぜひそちらのほう

も取り組んでいただきたいと思います。昨日も一般質問の中で出ましたけれども、せっかく 川があって、その水の美しさというのをどうにかして保全できたら本当にすばらしいと思い ますけれども、前、ちょっと聞いたんですけれども、ダムの水を、余剰水というんですか、 それを放流できるというようなことを聞いたんですけれども、その辺について、ちょっと確 実なところを市長にお尋ねしたいんですけれども、お願いいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

いわゆる川を使ったまちづくりというものにつきましては、ぜひ必要であろうと思っておりますし、また嬉野八景の話をされましたけれども、これは明治時代ですかね、具体的に八景として出ておりまして、残念ながら古湯は入っておりませんでしたけど、古湯の近くの松の木が、何というんですかね、はっている松ですね、はい松のところが1カ所、あそこでは八景に入っているんじゃないかなと思います。あとは轟の滝とか、湯野田の烏帽子岩とか残っておりますので、そういう点は八景としてまた掘り起こす必要もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それとダムの話でございますけれども、これは余剰水ということじゃなくて、一つの基準に従って放流がなされておるところでございます。ですから、ダムは建設当時の約束事もございまして、百貫橋のところとか数カ所で定点観測があっておりまして、宙には覚えておりませんけれども、大体百貫橋かどこかのところで、いわゆるそこを流れる水量について以前の水量を確保するというふうなことで放流がなされているというふうに理解をいたしております。それとまた洪水調整ということでの放流も事前放流等もあるわけでございます。ただ、景観整備についての放流というのは、なかなか難しいんではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

今、下水工事もあっていますが、何とか水がきれいになったら本当いいと思うんですけれども、それから、以前も質問いたしましたけれども、ライトアップをしてほしいという声は相変わらずあっております。 倉敷のところは、前も一般質問で言いましたけれども、旅館さんの協力によって、旅館のほうの窓からというか、照らしているということなんですけれども、水もきれいになって、その辺の景観もよくなって、そしてライトアップができたら本当に温かみのあるいい温泉地になると思うんですけれども、ライトアップというのは不可能で

しょうか。

それから、先ほどの松の木というのはまだ残っているわけでしょうか。もし残っていたら、 それも景観重要樹木というか、それにできるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら 辺をお願いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

まず、照明のことでございますけれども、技術的には可能だと思いますし、また以前、近くの方がイベント的にしていただいて、非常に効果が上がったというようなことでございます。今回は基本的には計画としては考えておりませんけれども、そこらについては、また検討できるんではないかなというふうに思います。

今お話ししました松の木については、これは以前からなくなっておりまして、場所的には、 宙に覚えておりませんけど、今の佐賀銀行さんの寮があるところと、それから昔、通天閣さ んという旅館がありましたけれども、その間ぐらいのところに松の木があって、それが嬉野 川のほうにずっと伸びておったと。そこが八景に指定されていたというふうに把握をいたし ております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

本当にもったいないと思います。道路をつくったりとか、その辺でどうしようもないこともあったんだと思いますけれども。

それでは、次の3番目に移らせていただきます。

新幹線嬉野温泉駅を視野に入れたまちづくりというか、今、こちらのほうの新幹線もどうしても駅舎の近くの整備のほうから広範囲にまたしていかなくてはいけない、すごい大変なことと思いますけれども、温泉区のほうの古湯を核としたまちづくりは絶対空洞化にならないように、どういう方法があるか、その辺を市長も考えていらっしゃると思うんですけれども、きのうの一般質問で出ましたけれども、今も二十何店舗ですか、空き家になっているというか、シャッター通りというのが訪れた観光客の方が一番寂しいと思うんですよ。やっぱりシャットアウトされてしまうというかですね。だから、どうしてもシャッターを閉めなくちゃいけない、もう商売をされていないところに何かお願いして、その費用はちょっとこちらが、全部か、その何割かということになるかもわからないですけれども、シャッターはあけていただいて、ちょっと表のほうに嬉野市の案内か何かですね、そういうものを張っても

らうか、それか昔からの商店街の方は家宝というか、何かお見せできるようなものを持っていらっしゃるんじゃないかと思うんですよね、骨とうというか。そういうものをちょっと展示というか、ガラス戸に飾っていただくとか、その辺の表のほうの工事というのはさほどかからないと思うんですよ。やっぱり1万2,000人のそれだけの署名があったということは、その近所の方というか、地域の方はほとんど署名なさっていると思うんですよ。そういうのがあるということは、そういう協力ももちろんしていただけると思うんですけれども、ただではちょっと無理かもわかりませんけれども、その辺を行政のほうの力で何とかシャッター通りをなくすような施策というか、考えていただきたいと思いますけど、私が今言いましたような感じはどんなでしょうか、可能でしょうか、市長、答弁をお願いいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

まず、1点目の新幹線との関連でございますけれども、いわゆる新幹線嬉野温泉駅と旅館街、商店街との距離感をなくすような整備を何とかできないかということで努力をしていきたいと思っております。大きくは、いわゆる国道と区画整理内の道路というふうになります。2本あるわけでございますので、まず国道の整備につきましては、今、着々とお願いをいたしておりまして、ハナミズキが植わった歩道が徐々に整備されつつあります。幸いにして今、温泉4区のところまではそれができ上がりましたので、その先、また、今は昭和通のほうでございますけれども、本通のほうも歩いて楽しめるような、そういう整備を進めていければと思っているところでございます。

また、区画整理内の道路につきましては、下井手橋のところにつきましては整理ができて おるわけでございまして、その先ですね、旅館街との関連というのを区画整理事業が完成し ますので、そこまでについては整備をしながら、駅から距離感をなくしていきたいというふ うに考えておりまして、それは今後努力をしていきたいと思っております。

また、商店街との関連でございますけれども、商店街の方々も非常に熱心でございまして、 今おっしゃったようなことは何回か計画もしていただいたんではないかなというふうに思っ ております。いろんな開業時とか、そういうものに合わせて、ぜひまたお願いもできるんで はないかなというふうに思っております。

1カ所、佐賀銀行さんのところにギャラリーみたいなものをつくらせていただいておりますけれども、それも実は商店街の方からのアイデアで、ああいうのをつくって、自分たちは自分たちでショーウインドウの中にも飾ったらいいんじゃないかというようなことで取り組ませていただいたこともあるわけでございますので、そういう点をお願いすれば、商店街の方も御協力をいただけるんではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

新幹線の駅舎周辺のまちづくりなんですけれども、本当に嬉野に新幹線が通ると、女性の立場でお金がすごくかかる、迷惑かけるというようなこともあって、私も本当にできたら反対をしたいところだったんですけれども、やっぱり嬉野には電車がないと。新しい駅ができるというのはそうそうないと思うんですよね。それはまた次の駅舎のデザインのところで質問させていただきますが、新幹線を利用される市外とか全国から、また海外からの方々の流動を視野に入れたまちづくりをこれから考えていかなければいけないと思います。前に市長がおっしゃったように、緑に囲まれた地区に駅が予定されている周辺地域を壊すことなく、日本一のバリアフリーの駅を目指したいとおっしゃいました。おっしゃるとおりで、駅舎の近隣の整備はもちろん本当に必要です。ですけど、大型店の進出ですね、やっぱりそれだけ新幹線が来たりとかとなると、大型店も進出してくる可能性があるんですけれども、その辺について、市長はどんなお考えでしょうか。もし大型店が出店するというふうなことがある場合ですね。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

大型店の出店ということになりますと、当然、やはり近隣の商店街の皆さんの御意見とか、 そういうものが調整されるんではないかなというふうに思いますので、私といたしましては、 やっぱり地域の皆さん方の御意見をいただきながら、もしどうしてもということになります と、やはり共存共栄できるような、そういうことで協議に入らせていただきたいと思ってお ります。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

大型店は反対していただきたいですね。ほかにもやっぱり景観を大切にしているところは 大型店は反対しているところがあります。ちょっとここ書いたんですけど、今、探すの大変 なので、ちょっと失礼します。できたときはいいんですけれども、ちょっと経営が、今、す ごい雨後のタケノコのようにつくられているんですよね。全国で本当にすごい数なんですけ れども、1つが建って、そこと競争するためにほかの大型店がまた建って、そしてだめにな ったところが撤退した、その土地をどうするかですよね。その辺のことまで視野に入れて考 えていかないと、簡単に大型店とは共存できないと思います。

私が一番心配しますのは、書いていますように中心市街地の空洞化ですね。空き店舗の増加や経営者の高齢化など、今でも本当に空洞を予兆するようなものが見えております。しかし、これからますます高齢化社会にもなります。自家用車での移動が困難な高齢者には近くのお店が本当に必要です。地域のコミュニティーの場もなくなります。地元のお店というのは、購買の場だけでなく、交流の場でもあるんですよね。それから、やっぱり空き家とかなったら防犯の面でもよくないような状態になると思います。それから、地域の担い手がいなくなると祭りの開催も危なくなるんじゃないかなと思います。それからつなげて、地域固有の伝統とか歴史とか、そういうものまで継承できなくなってくるんじゃないかなと思います。また、まちの活気がなくなると、その近くに住んでいる人たちの気持ちにも響きますし、観光地というのは必ず、何というんですか、知恵を出して、どういうふうに生かして魅力ある、個性のある観光地なりの店づくりというか、残していただきたいと思います。

ちなみに佐世保はまた新しいまちで歴史がないので難点というふうに言われて、いろんなイベントもされていますし、日本一元気な商店街というふうにうたわれています。前、それこそ二十何カ所あった空き店舗が今は2店舗しかない。それから、私が本当にいいなと思いますのは、佐賀もエスプラッツの中には「ゆめ・ぽけっと」ですか、子供の支援センターがある。それから、佐世保のほうも何とかとあるんですよね。3時間は預かりますよとか、それから、そこに専門の方がいらっしゃって、そこでもいろんな相談もできるし、遊べるというか、やっぱりまちの中に引っ張ってくるというか、若い人たちを引っ張ってくるというか、そういう仕掛けというかですね。ほかのところでも行政と民間のビルというか、一緒になったビルというか、そういうのをまちの中につくってくるというか、これから先、そういうことも考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、子供の支援センターというのは私はまちの中にあっていいかなと思います。

山鹿市の例ですけれども、山鹿市は人口が嬉野市の2倍、5万9,000人です。平成8年からシャッター通りが多くなって、平成9年からは空き家、空き地の支援事業を受け、現在、50店ほどの出店があるということです。嬉野は今度は古湯を核として、山鹿市は八千代座ですね。この間、私が訪れたときはちょうど玉三郎の何というですか、あっていまして、そうすると、外でちょっとこそこそ話しなくちゃいけないぐらいあったんですけれども、外のほうで婦人会の方が自分たちの活動費をあれするために手づくりの物品販売をなさったりしていました。

平成10年から中心市街地活性化計画で、現在まで六十数軒まで昔の家並みに復元改修され、 国土交通省の美しいまちなみ賞を昨年受賞されました。復元改修にも八千代座を改修した技 術が生きているということです。観光客数は年間130万人ということです。私がお世話にな りました米米惣門ツアーと言うんですけれども、店の御主人がガイドをなさっているんです けれども、それからお寺とかちょっと、八千代座までせいぜい200メートルぐらいしかないんですよね。そこの間をちょっとガイドしていただいたりして、そのときガイド料金として1人500円払うんですけれども、ちょっとおもしろいなと思ったのは、300円の地元の商品をお土産としていただけるんですよね。そのやり方も本当にいいかなと思いました。私が行きましたのは、ちょっとこれはネットで、県のまちづくりリーダーセミナーで行ったんですけど、これは佐賀の県庁に集合で、お弁当がついてただだから行ったんですけど、すごく得しました。よかったです。

こういうので、多久も山鹿市のほうのですね、本当はこれを言わなくちゃいけなかったんですけど、山鹿市のほうは株式会社をつくってあるということですよね。山鹿温泉まちづくり株式会社、山鹿市が3%出資による第三セクターの公益法人ということですけれども、出資金は民間の方たちが出し合われて、資本金が1,000千円、出資者は23名と書いてありますね。このとき一緒に二十何人だったんですけれども、鹿島市からも見えていて、それから唐津市、多久市、江北町、小城市、伊万里市、佐賀市はもちろんですけれども、佐賀県20市町の半分近く見えていました。多久の方がつくらなくてはいけないということで、たくさんこのまちづくりのセミナーに参加されていました。山鹿市は先進地ということで、この会社をつくらなくちゃいけないということでですね。多久のほうは商工観光課の課長さん、係長さん、それから商工会の方、市議さんも来ていました。たくさん見えていました。

このことは嬉野市は御存じだったんでしょうか。こういうまちづくりセミナーと、これは 県の主催ですごい得するのがあったんですけれども、御存じなかったんですかね。――自分 だけでまた話しよるですかね。済みません。じゃ、御存じだったんでしょうか。こういう支 援をするようなまちづくりリーダーセミナー、何回かに分けてあったんですけどね。

〇議長(山口 要君)

企画·企業誘致課長。

〇企画·企業誘致課長(三根清和君)

お答えします。

開催されるのはうちにも通知は来ていたと思います。ただ、まちづくりリーダーは以前からずっと商工会の青年部の方とか女性部の方にお願いしておりましたので、恐らくそちらのほうに要請をしたんじゃないかと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

済みません、嬉野からは私一人でしたけど、このセミナーは去年からしているということでした。

じゃ、新幹線の駅舎のデザインについてですけれども、本当に景観を目指すまちとしたら、この新幹線の駅舎というのはデザイン次第で景観そのものになると思うんですよね。景観重要建造物というかですね。それで、今、協議会ですか、いろいろ進められていると思うんですけれども、専門家の方が3人入っていらっしゃるということですけれども、どういう方が入っていらっしゃるんでしょうか、お尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

新幹線整備課長。

〇新幹線整備課長 (須賀照基君)

嬉野市新幹線を活かしたまちづくり協議会の中に、JR九州さん、また鉄道・運輸機構、 佐賀県が顧問として入っております。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

その協議会に入っている方が専門家とおっしゃったから、私はまたそういう方じゃなくて、本当のJRから派遣された駅舎のデザインの専門家の方が見えているのかなと思いました。新幹線整備課のほうにデザインコンペの、何というんですか、ちょっとそういう持っていったと思うんですけれども、そのことに関しては検討はしていただいたでしょうか。何かいろんな難しいこともあると思うんですけれども、ぜひそういうことを。北海道の岩見沢駅ですかね、そういうコンペをすること自体がすごい宣伝になると思うんですよ。先立つものというか、そういうものが心配なのは心配なんですけれども、その辺のところで私も強く言えない部分もあるんですけれども、できましたらそういうことをぜひやってほしいというか、それかデザインコンペで368応募があった中で優勝なさった佐賀県出身の西村さんですね、その方のデザインを、例えば、長崎の水辺の森公園の女神大橋というんですか、それとか鳥羽の海辺のプロムナード「カモメの散歩道」とか、それから、その岩見沢駅舎を376点の中で最優勝をとられた方で、佐賀県出身の方です。メールを送ったら、本を差し上げるということをおっしゃいまして、アドレスをお聞きしたんですよ。

そのときに返ってきた言葉があるんですけれども、またちょっと読みますけど、「ワークビジョンズの西村です。先日はありがとうございました。時間も短い講演でしたので、内容が十分に伝えられなかったかもしれません。失礼いたしました。さて、まちづくりについて――私がまちづくりについてちょっと助言をということでメールを送っていたんです――日本が戦後たった60年余りでこれほどの文明を築き上げてきたことについては、先達の努力に対して現代に生きる我々は感謝すべきことだと思います。ただし、高度成長期の価値は国民全体が経済的に豊かになることであり、現代の価値観はそこから随分変化しています。しかし、価値観の変化に対し、社会のシステムは当時の仕組みの延長上にあり、そのず

れが現代におけるひずみとして、さまざまな社会問題を引き起こしていると言えると思いま す。まちもそうだと思います。価値観が変わっていることに対して、行政も市民も意識が必 要で、そのためには、これまでのやり方や考え方を少し変えていかねばなりません。ところ が、これまでのやり方や考え方を変えていくことは、慣習として根づいていることもあり、 なかなかその改革が前に進まない、それがまちづくりが急速に進まない原因でもあります。 これまでの慣習を変えていくには、まちを引っ張っていくリーダーが必要なのです。そして、 そのリーダーの指揮のもと、行政も市民も一緒になって議論を進めていく必要があります。 そして大事なことは、そこに専門家が必要であること。市民の方々は地元の状況については 一番よく知っていますが、ただ、それだけにしがらみもあって、なかなか言いたいことも言 えない状況にあります。そしてまた、市民の方々はまちづくりや景観、デザインに関して、 言葉は悪いですが、やはり素人です。そこに専門家が加わることで、市民による地元の情報 と専門的な知識がうまく融合して、まちをいい方向に導けるものと考えています。60年もか けてつくられてきた社会の弊害をもう一度取り除いて、新しい未来に向かって歩みを進める には、1年、2年先の目先の利益を目指していては、恐らくいいまちづくりにはならないと 思います。10年、20年先のビジョンを市民と行政がしっかり共有し、そこに向かってアクシ ョンプラン(戦略)をつくり、それを毎年着実に実行していくことで、無駄な投資も減り、 効果も少しずつあらわれてくるものです。」……

〇議長(山口 要君)

申しわけございません。ちょっと暫時休憩します。

午後3時25分 休憩午後3時25分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

質問をどうぞ。

〇4番(秋月留美子君)

こういうふうにまちづくりに関して助言をいただきました。駅舎のデザインに関してですけれども、本当にしっかり考えて、嬉野の思いというか、そういうものを形にできると思うんですよ。その辺を市長に本当にお願いしたいと思います。

次、5番目ですが、文化的遺産である塩田津の観光について、活用をどのように考えてお られるか……

〇議長(山口 要君)

ちょっと待ってください。暫時休憩します。

午後3時26分 休憩午後3時26分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

ただいまの質問に対して、市長から答弁を求められてはいかがですか。(「そうです、欲しいですけれども……」と呼ぶ者あり)いや、そうですよ、まあいいでしょう。(「いいですか。じゃ、市長、答弁お願いいたします」と呼ぶ者あり)

4番に対しての市長の答弁をお願いします。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

新幹線嬉野温泉駅の整備につきましては、開通3年前ごろから整備が行われ、完成に向けて、完成は開通直前になるというふうに予想をしておるところでございます。今、先進地をずっと視察等もいたしましたけれども、やはり完成は開通ぎりぎりというふうなことだろうと思っております。

新幹線を活かしたまちづくり協議会においても、駅舎の整備につきましても御意見を出していただけるものと考えております。私といたしましても、嬉野の自然環境を生かした歴史を具現化し、バリアフリーの視点を柱として整備ができればと期待をしておるところでございます。新幹線を活かしたまちづくり協議会におきましても、既に先進地視察なども行っていただいておりますので、御意見を出していただけるものと考えておるところでございます。

議員御承知のように、駅の整備につきましては、先般議決いただきました負担金の中で駅の整備ということまで含まれておるところでございますので、全体的には鉄道・運輸機構並びにJRさんが整備をされるということになります。それで、その中に私どものいろんな意見を述べさせていただいて、それをできるだけ取り入れていただくという形で進めていただけるんではないかなというふうに考えておるところでございます。

九州新幹線のルートを何カ所か駅の整備を見させていただきましたけれども、やはり新幹線の通行に関する分についてはほとんど共通でございますが、地域の意図するところをデフォルメして生かしていくという形で駅舎の整備に生かしていくというようなことで、デザイン的な感じででき上がっておるようでございますので、私どもといたしましても、できるだけ地域の方の御意見もいただきながら、本当に愛される嬉野温泉駅として整備ができればというふうに要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

岩見沢駅もJRがそういうふうにしているんですけれども、不可能ではないと思います。 それだけのデザインから戦ってきた人の作品というのは、それこそすばらしいと思います。 今も読み上げましたように、考え方が歴史やら、その土地の方の思いとか、そういうものを本当に形にしていくというか、岩見沢駅は鉄道のまちということで、レールを駅舎のカーテンウォールというんですか、そういうのに使ったりとか、炭鉱のまちでもあったということでれんがですね、あちらのほうは土の関係で赤いれんがということです。そういうのを使って130メートルぐらいの何というんですか――ああ、それからもう1つ、世界にれんがを送ってもらってというか、それはまた赤いれんがじゃないですけれども、そこの中に全部名前がずっと入っている。そういうのを記念にずっと壁に使っているとか、だから、やっぱり私たちというか、素人が考えるものとは全然違って、その中に、それを見ただけでその思いが通じるというか、そういうすばらしい駅なんですね。だから、しっかり本当に一生ものという言葉になると思いますので、デザインというのはすごく大切だと思います。

それでは5番目、塩田津に関してですけれども、文化的遺産である塩田津の観光について、 塩田津の今の補修とかなされているんですけれども、あの塩田津を観光につなげるには、ど ういうふうな方向というか、やっぱり建物の中で物品販売とか飲食とか、そういうことがで きないと観光はなかなか難しいと思うんですけれども、伝建地区としての補修の中でそうい うことができるのかどうかですけれども、ちょっと質問いたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

伝統的建造物群の整備につきましては、一昨年から具体的に取り組んでおるところでございます。現在、毎年3カ所程度の整備を行ってまいっております。加えて西岡家の整備も始まったところでございまして、今後、相当の年数と費用がかかるものと予想をいたしております。財政事情は逼迫しておりまして、今後のさまざまな事業を削減して推進していかなくてはならないと考えております。そのようなことでございますので、市民の御理解をいただかなくては伝統的建造物群の整備を進めることができないと考えておりまして、御理解をいただく努力を続けなくてはならないと思います。

今回の議会の視察の御報告でもありましたように、民家の復元整備だけでは観光施設としては魅力が乏しいと言われております。住民の方々が活用されることによってやはり魅力が出てくるというふうに思いますので、御協力をいただかなければならないと思っております。温泉に来られましたお客さんを巡回バスや、また観光バスで、また自家用車などで御案内することはできますけれども、来られてから満足度を上げるよう努力をしないと、やはり観光施設としては評価していただけないというふうに考えております。

これにつきましては、相当な時間と費用がかかると思いますので、まず市民の御理解をいただくように、この伝統的建造物群の整備の目的等について、もっと広報を進めてまいりた

いと思っております。

また、短期的にはリーフレットやポスター、看板など、立ち寄っていただく仕掛けを続けながら、新幹線の開業に間に合わせるように努力していきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

77棟ほどあるということですが、実際にそこで生活されているところは何棟ぐらいあって、 それから塩田津以外に、南久間ですから、あちらのほうにもまだ建物もありますよね。あち らの建物も住んでいらっしゃるような感じもあるんですけれども、そういうところは復元の ほうに入っているんでしょうか、お尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今現在取り組んでおります伝統的建造物群につきましては、いわゆる塩田津の通りに面している面と、それから中のほうに入っておりますところ、相当広い範囲でございまして、大体対象となる物件が相当数あるということで、議員御発言のように70軒以上あるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、整備計画を専門家の方に見ていただいてつくっているわけでございまして、その整備計画の基本的なところは、やはり一番最初の姿に復元するということでございます。そういうことで、緊急にやらないと原形が壊れてしまうとか、また技術的に復元の方法が失われてしまうとか、そういうものをまず優先的にやっていこうということでやっておられますので、通りだけではなくて、通りから入ったところも対象になって整備を進めておるというところでございます。

そういうことでございますので、住んでおられるところは結構ありますけれども、中には 私どもが買い取りをいたしました、いわゆる検量所跡みたいに空き家になっているところも ございます。しかし、そういうところも観光施設として整備していけば、やっぱり人のにお いがしないとお客さんとしては魅力はないと思いますので、そこらについては、今後いろん な形での出店をお願いするとか、そういうことをしていかないと、やはり魅力ある観光地に はなっていかないというふうに思いますので、いろんな形で努力する必要があるというふう に思っております。

それから、近接しております地区が指定に入っているかどうかということになりますと、 近接しておる地区につきましては、今のところは整備地区には入っておらないというふうに 考えております。 以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

そしたら、歴史的風致というのは御存じでしょうか。歴史的風致事業、観光商工課の方と か企画・企業誘致課とか教育長とか、御存じの方いらっしゃいませんか。 (発言する者あり)

〇議長(山口 要君)

都市計画やろう、たしか。 (「はい」「もしわからなかったら、私、調べていますので」 と呼ぶ者あり) どうぞ御自身でおっしゃってください。 (笑声)

〇4番(秋月留美子君)

もちろん知っていらっしゃるかなと思いましたけど。

歴史的風致というのは、平成20年5月に法律が定まって、地域における固有の歴史及び伝 統を反映した人々の活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体 となって形成してきた良好な市街地の環境とあります。これに国の、ここは国交省だと思い ますけれども、補助額が730,000千円ついています。5年から10年ということです。これは 本当塩田津、どうかしたらあちらのほうも、嬉野の古湯も当てはまるんじゃないかなと思い ますけれども、例えば、このようにありますけれども、重要伝統的建造物群保存地区、それ から重要文化財、それから名勝、そこの中で生活する人たちとか祭りとか、その辺を残して いきたいと。この地域を全体として残していくということで補助金が出ているんです。歴史 的風致形成建造物、先ほども言いました、例えば、伝建地区に入っていないところの建物も この補助金を利用したら、これは道路も、そういうところも直せるというか、そういうとこ ろにも補助金が出るというふうなすばらしい法律がことしできているんです。これをぜひ利 用していただいて、私、嬉野町ですから、本当は嬉野町のほうのあちらにも欲しいんですけ れども、でも、これを見たときに塩田津のほうにぴったりなんですよね。だから、今、財政 がなかなか大変とおっしゃっていましたので、こちらをぜひ調べて、なかなかこれほどの重 要伝統的建造物群保存地区が入っていて、なかなかないと思うんですよ。これはぜひ手を挙 げるべきだと思います。市長、どんなでしょうか、手を挙げられますでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

現在行っております塩田津の整備につきましては、種類は違いますけれども、いわゆる補助事業を組み合わせて行っておりまして、ですから、伝建地区の整備と、また地域全体を整

備するまち環整備と言いますけれども、そういうものを組み合わせてずっとやっておりますので、その事業との整合性とか、そこらをもう一回調査をさせていただきたいと思いますし、また、そういうものと今おっしゃった新しい制度を組み合わせて再び補助が得られるかどうか、そこらをもう少し勉強させていただきたいと思います。

また、嬉野地区につきましても、それが適用できるかどうか、一応勉強させていただきた いと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

本当にこのように嬉野市は資源がたくさんあるということなんですよね。

最後、6番目に、健康保養地の取り組みについて質問いたします。

以前も市長に質問いたしました。平成10年、旧厚生省の健康文化と快適なくらしのまち創生プラン事業の指定を受け、この指定を受けたことが今のユニバーサルデザインのまちづくりにつながっているんじゃないかなと思いますけれども、湯治の宿システムとか、きのうとおとといの一般質問の中でも市長は答弁なさっていましたから、やっぱり嬉野は健康保養地のまちづくり、これから目指すのはそれだと思います。それから、今、一般の方たちもそれを望んでいるというか、観光についても、そういうのを含めた、ただの名勝を見て歩くというんじゃなくて、体験型とか、いやしとか、自分の体をいやすというか、そういう旅行のほうになってきているようです。それから、今、30%、40%海外からの旅行客が減っているということですけれども、嬉野のほうは体育とか、いろんな大会とかの誘致をなさっていますが、それが毎日あるわけでもありませんし、やっぱりこれから先は複合というか、いろんなものをまぜた旅行の形態を取り入れていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

私が古湯ができるからということで、思い切って日本で連泊というか、初めてあれですが、やっぱり感銘を受けまして長湯温泉に3日ほど行ってまいりました。そこでは既にすぐ御前湯のちょっと斜め前の病院で健康保養というか、体組成チェックをして、あなたにはこういう運動とか、それから、いろんな講義をですね、温泉の効果とか、向こうは主に炭酸泉ですけれども、そういう講義を1時間半ほど受けました。コンシェルジュと言って、フランス語で門番という意味ですが、観光協会の方ですけれども、その方がちょっと、私、全然知らないところに来るから、そのときツアーというか、参加したのは、私と、それから福岡からの方と長崎の方、御夫婦の方とかと5名ぐらいでしたけれども、コンシェルジュの方がずっと案内もしていただくというか、それに体験費用とかも入りまして13千円観光協会に行って納めるというか、そんな感じだったんですけれども、本当に健康保養というのはこういうのかなという感じを体験させていただきました。

それから、2日目は女性にはうれしい何というんですか、おふろ上がりの顔のエステとか、自分でできるエステ、そういう講義とか、また役場の観光課の課長さんが午前中はまちを案内していただきました。きのうも質問の中にも出ましたが、観光協会のほうに職員が派遣できないだろうかということで、そちらは竹田観光協会ですね、そちらのほうに、ことしで2年目と言われる竹田市の市役所でしょうね、そこから派遣された方が実際観光協会に入って仕事をなさっていました。その方と、女性の方ですけど、コンシェルジュというか、サポートスタッフということなんでしょうけれども、その方と交代で私たちをいろいろお世話していただきました。

健康保養というのは、市長がおっしゃったように、ほっとinマンマも、それもまた本当 すばらしいと思います。病気とか以前に、自分をいやしてあげたいというか、そういうとこ ろでの、ちょっと自分の体をいたわるために勉強したいというか、そういうところでの健康 保養も必要じゃないかなと思います。女性には本当にうれしいメニューでした。

こういうことに関してですけれども、嬉野ももちろんいい温泉がありますので、絶対可能だと思いますけれども、ほかのところは、長湯温泉だけじゃなくて、本当進めていらっしゃいます。連泊する場合は、宿の食事ですけれども、薬膳の料理をバイキングで食べれるところですよね。だから、そういうところを利用して、必ずしも旅館の食事じゃなくていいということで、食事ができるところのメニューも全部書いてありまして、それから体験の種類ですね。やっぱり3日ほどいるためには、温泉のチケットが4枚ほどついているんですけれども、体験の種類も20種類ほどあるんですよね。そういうのもいろいろ説明もしていただくし、内容も嬉野と同じものがいっぱいありますので、嬉野もぜひそういう体験を、例えば、お茶詰めとか、ただ散策ももちろんあるんですけれども、そういう散策とかは500円ほどガイドさんを利用したりとか、そば打ちももちろんあります。そば打ちも塩田もされるところありますし、嬉野にもありますし、だから、そういうところをずっと発掘して体験型のプログラムをつくられたらいいんじゃないかなと思いますけれども。

これから先は、女性がやっぱり長生きもしますし、1人の女性がこれから先、ますますふえてくると思うんですよね。そういう人たちはお金もあるし、温泉とかが本当に、物を買うとかというより、それぞれぜいたくをしたいというのがあるんですよね。連泊する場合は、先ほども言いましたように、体験型だと思うんですよ。嬉野もありますので、ぜひその辺を進めていただきたいと思いますけれども、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

健康保養地の指定につきましては、健康文化のまちづくりということでソフト事業への申

請を行って取り組みを進めてまいったところでございます。当初からソフト事業を積み重ねることによって健康保養都市を目指していくことを申し上げまして、官民一体となって取り組んでまいったところでございます。温泉療養フォーラムを全国第1号で開催いたしまして、方向性を温泉を利用した健康保養地、それを柱として、医療や農業など、いわゆる地域資源との連携を図っていくということでの動きをしてきたわけでございます。

温泉の特質を生かした、また美肌の湯フォーラムというものや、また、議員御存じのように、乳がんの患者さんの温泉利用の企画などを組み合わせて進めたところでございます。また、湯治の湯の宿の企画につきましても推進ができておりまして、今後一層拡大をしたいと思っております。

また、緑茶を利用いたしました料理のレシピについても、民間やプロの調理師と合同で発行いたしまして、現在では旅館のメニューにも取り上げていただいているということでございます。

また、みゆき公園の整備に伴いまして、温泉施設を宿泊施設に関連づけ、さまざまな大会が開催できるようになったところでございまして、開催の際にも健康保養の基本理念を持って、嬉野の医療機関の御協力もいただけるようになってきたところでございまして、今後も大会誘致等も進めながら、健康保養温泉観光都市として情報発信に努めてまいりたいと思っております。

また、議員御発言のようなコースづくりとかメニューづくりとか、そしてまた温泉療養師 さんですね、いわゆるドクターがおられますけど、そういう方々との提携もできております ので、それをもっと強く打ち出せるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

健康保養の宿づくりということですけれども、宿泊料が安いからというだけで設定されていないでしょうか。今、個人のお金の使い方というのはすごく幅がありますので、お金が高くても、自分がその価値があると思えば結構お金は使われるんですよね。だから、料理についても健康に配慮した献立になっていたりとか、そのほか、その宿なりの健康保養地について何か取り組みがあるとか、今後はそういうところもふやして、ネットでの案内も、健康保養の宿づくりについても、もう少しそういうことも旅館経営者の方々にも呼びかけして力を入れていただきたいなと思います。

先ほども言いましたように、本当に観光とか温泉とかは女性客のほうが多いと思うんですよ。だから、女性のほうに視点を合わせたようなメニューづくりというか、そういうのもぜひこれから考えていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

〇議長(山口 要君)

これで秋月留美子議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

1番小田寛之議員の発言を許します。

〇1番(小田寛之君)

議席番号1番、小田寛之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回、私は、ふるさとを愛する教育について質問させていただきます。なぜ私がこのような質問をするかといいますと、当市議会、近くでもいろんなところでそうなんですが、地方は雇用がないので、若い人が転出していくとよく言われております。しかし、実際にそれだけが転出する動機なのか。私は、それだけが原因ではないと思います。ここ1年の間でも、地元に就職をしているにもかかわらず、会社をやめてまで県外へ出ていく20歳前後の若い方数人と会って、直接話す機会がありました。何で県外に出たいのか、そう聞くと、答えは、一度は都会に出たいとか、友達が行くので、おもしろそうだからついていく、そんな理由でした。

転出する動機はいろいろですので、はっきりした夢や目標を持って県外に就職されていく方、また、進学されていく方ももちろんいらっしゃいます。また、一度は県外で暮らしたいとの理由で転出していく若い方も多数いらっしゃいます。私が話した方々がたまたまそんな理由だったのかもしれませんが、私は、その転出する若者にこんなことを言わせていただきました。一度はよそのまちで生活してみるのも勉強になるから頑張れ。でも、嬉野市に生まれてきて就職できる年齢になるまで、親が働いた金で育ててもらったのは当たり前だが、近所の人、嬉野市民がお金を出し合ったからこそ、学校にも行くことができ、大人になった。仕事ができる年齢になったなら、今度は君たちが働いて、納税という形で嬉野市の子供たちを育てなきゃならないことはわかっていてほしいと言ったわけでございます。そしたら、ああ、そうですね。今までそんなこと教えてもらったことがないような気がします。ちゃんと嬉野に帰ってくるようにしますと言ってくれました。

市民一人一人の納税があるからこそ、嬉野市の子供が育っていくとか、大抵の若い方は税金の仕組みを具体的に教えたら理解をしていただけると思います。その方は、ただ一度は県外に出たいだけ。特別にやりたいことがあり、出ていくわけではないということでしたので、帰ってきていただけるものだと期待をしておりますが、大人になったら生まれ育った嬉野市民の一人としてどうあるべきかをもう少し子供の段階で教える必要があると思い、質問させていただきます。

市長、教育長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

ふるさと納税及び再質問は質問席より行いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(山口 要君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

1番小田寛之議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

ふるさとを愛する教育についてということでございます。人それぞれにふるさとがございます。私は、かつて講演の御依頼をいただきましたときには、環境10年、風景100年、風土500年と申し上げて、ふるさとから得られるものがいかに人々にとって大切なものであるかということについてお話をさせていただくことがありました。嬉野では、嬉野市をふるさととされる皆様の集いとして、関東、関西、福岡地区で毎年ふるさと会を開催していただきますが、参加させていただくたびに、さまざまな感動をいただいて帰ります。単に郷愁による会合を進められるということではなく、ふるさとを愛して集うという行動に価値観を得られている方々の集いとして盛り上がるものが要素としてあるのではないかと敬意を表して参加させていただいておるところでございます。また、ふるさと納税につきましても御説明を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

最近の毎日の報道にありますように、かつて見られない残酷な犯罪等につきましては、地域のつながりの希薄感や命のとうとさを大事に伝えてきた時代のよさが置き去りにされてきたのではないかと考えております。そのようなことから、合併以降の嬉野市の施策の第1に、地域コミュニティーに取り組んでおるところでございます。地域のつながりが深まってくるほどに、地域がふるさととしての認識を深めていただくのではないかと希望いたしておるところでございます。山川草木それぞれの地域ですばらしさがありますが、人と人とのつながりがあってこそのふるさとだと考えております。地域コミュニティーが確立され、地域における人とのかかわりが活性化していけば、ふるさととしての大切さも高まっていくものと考えております。

御発言につきましては必要なことと考えておりまして、嬉野市役所の職員研修では、昨年、 田澤記念館の館長にお越しいただいて研修会を行っております。田澤先生の生涯を理解する ことによって、地域、つまり、ふるさととかかわりの大切さを理解させておるところでござ います。今後も機会をとらえて、社会教育などで取り組んでいければと考えておるところで ございます。

加えて、議員御発言の税の大切さにつきましても、先般、私どもの職員が小学校のほうに お伺いさせていただき、税の大切さ等について、また、仕組みについても御説明を申し上げ、 御理解をいただいておるところでございますので、今後とも継続をさせていただきたいと思 います。

以上で小田寛之議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

ふるさとを愛する教育と租税教育についてお答えを申し上げたいと思います。

ふるさとを愛する教育、言葉をかえて申しますと、郷土を愛する教育については、教育のすべての中で取り組むことが必要ではないかと考えております。教科指導の中では主に社会科等で指導を行っておりまして、この社会科では、嬉野市の産業、観光地、歴史的遺産、遺跡、ふるさとの偉人等について、また、総合的な学習においては調べ学習や探求学習を行い、ふるさとと嬉野市の社会的、歴史的な学習を進めているところでございます。このことによって先人を敬い、ふるさとに対する畏敬の念を育てるものと認識しております。さらに、オンリーワン体験活動、佐賀県主催の農業、林業等の体験活動では、児童・生徒に稲作づくり、田植えから脱穀まで体験させ、稲づくりの苦労や収穫の喜びを体験させる活動を行っております。この学習後の子供たちの感想に、ふるさとを愛する気持ちができたとか、嬉野市にずっと住みたいなどという声も聞かれておりまして、ふるさとを愛する心の部分が育っているものととらえております。

2点目の租税教育についてでございますが、学校教育における租税教育の目的は、児童・生徒に税について国民としての理解と啓発を行い、これからの日本を担う義務と責任を果たす社会人の育成を目指すことが目的とされております。この目的を受けまして、小・中学校では社会科における租税教育の中で指導いたしております。小学校では6年の社会科で、「わたしたちの暮らしと政治」のところの「税金を納める義務について」、中学校では3年の社会科で、特に公民的分野では、「わたしたちの暮らしと経済」のところで「政府の仕事と租税」について指導いたしております。

そのほかに、児童・生徒は租税教室を特設で設定し、学習しております。この特設の教室は、県税事務所の職員、先ほど市長が申しましたけれども、市の税務課の職員、あるいは税理士さん方が学校に直接出向いてこられ、租税について説明を受ける学習であります。小学校では平成17年度から今年度まで、毎年ですけれども、全小学校で実施いたしております。また、中学校では本年度、20年度ですけれども、全校で実施する予定となっております。そのほかに、税務署主催による租税教育推進発表とか、あるいはポスターとか作文とかいうものを募集されておりまして、そういった意味で、理解であるとか啓発活動の展開に寄与しているものというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

小田議員。

〇1番(小田寛之君)

学校の授業以外でも税金の教育をされているということで安心したんですが、学校の授業だと、本当に具体的な税金のことを教えないとというか、それはおまえだからと言われたらあれなんですけど、ただ衆議院の数が何人とか、参議院が何人とか、その程度を大人になって覚えておくぐらいで、さらっと頭の中で、授業の内容ということだけを頭の中に丸暗記というか、することがあると思うんですよ。でも、実際に生活の中で、本当に大人になった場合にどう一市民として嬉野市に貢献しないといけないのか。例えば、さっき言いましたように、何も目的がなく転出する方もいらっしゃいます。そこで、さっき言ったように、こうやってこの次は嬉野市で働いて、嬉野市に納税して、嬉野市のために恩返しをしないといけないと、子供たちを次は育てないといけない順番というとはわかっとうとやと言うたら、なるほどて、そこで初めてわかったように言われるんですよね。それが1人だけじゃなく、何人も同じ感覚です。

私自身も議員になってからこういうことを、特に立場上と言ったらあれなんですけど、勉強しているからこういう意識になったんではありますけど、多分議員になっていないなら、私もそういうことは、こういう質問をするという、訴えたいというぐらいまでは考えていなかったと思います。

なるべく――何て言ったらいいですかね、例えば、万引きをしたらいけないというのは大人になって教育されたから云々とか、そういうレベルの話じゃなくて、万引きはよいことか悪いことか聞かれたら、悪いことて素直に、簡単に、考えることなく言えるじゃないですか。それと同じで、大人になったら市民としてどういう行動をしなければいけないのか、どう考えなければいけないのかという教育を子供のころからしてほしいと思うんですよ。

具体的に税務署の職員とか県税事務所の職員さんを呼んで講義をされているということですけど、それ以外に、例えば、たばこで言ったら今はないんですけど、昔は、たばこは町内で買いましょうとかあったじゃないですか。そういう市民に意識をさせる取り組みがふるさとを愛する教育について、そういう意識的、授業だけじゃなくて、例えば、学校の先生が生徒に、ほかの方が納税されて、お金を出し合っているから教育を受けられているとか、そういうふうなことを意識的に日ごろからされるというふうな取り組みというか、そういうのはないんですか。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

議員、今発言をされましたように、学校の中では往々にして、いわゆる税金関係の租税の ところでは直接税、間接税、それに現在は消費税あたりまで入っておりますので、そういう 部類とか、先ほど言われましたたばこ消費税でありますとか、嬉野では入湯税などを具体的 に挙げて話をいたすわけでございますけれども、先ほど20名あたりの青年に聞いてというふ うな実話的な話ですね。これについては、やはり若干欠けているような気がいたしております。ですから、子供の中学校までの中で知識、理解としては十分指導できているわけでございますけれども、そこの周りにかかわる実話的なものについては、やはり今後具体的に例を出しながらしていく必要があるのではないかというふうに思います。

特に身近にありますのは、教科書は無料でございますので、そういったものについては、 特に教科書あたりを配布する場合は、税金あたりのことを取り上げて具体的に話はいたしま すけれども、そういった職場等の部分にかかわっては、なかなか今のところは進んでいない ような気もいたしておりますので、議員御発言の件につきましては、今後、大いに参考にさ せていただいて、周知徹底に活用させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

小田議員。

〇1番(小田寛之君)

ありがとうございます。先ほどもちょっと話したんですけど、私も大人になってからずっとこういうことを考えていたら、本当に自分の親だけの給料で育ったんじゃないなというのが改めて議員になって勉強していくうちにわかってですね、それをわからずにやっぱり何も目的がなくて転出される方がいて、例えば、向こうで結婚したからもう帰ってこんとか、そういうのが物すごくもったいないというかですね、もちろんUターンとかいうことで帰ってきてもらう場合もあるんですけど、ただ本当に夢があって出ていかれる方をとめるのはおかしいと思うんですよ。ただ単に若者の定住促進だけしても、それはいけないことだと思うんですよ。もちろん地方、嬉野にいたらできない仕事とか、そういうのもあります。でも、本当に全く雇用がないから出ていくばかりではないということですね。

あと一つ、県外に出ていく若者について、市内のある会社の社長さんからこういうことを聞きました。佐賀には大した仕事がないと県外に就職する者が多くいるが、近くにも世界に通用するような技術がある企業も幾つもあると。県外に出ていく前、高校3年生とか、進路指導を受ける先生などが、どの企業が地域にどれだけあって、どういうことをしているのかをはっきり把握して、もっと詳しく生徒に教えないと、せっかくの人材も出ていってしまうと。そういうことを言われました。まさにそうだなと思ってですね。地元企業にも世界レベルの会社があるにもかかわらず、それを知らなくて県外に行くという場合もあるんですね。

大体1回は出てみたいという発想は若い人というのは結構するんですけど、自分が生まれ 育ったまちを嫌いという人はいないですよね。後々は帰っていくとか、帰りたいとか、そう いう思いで行く方が結構いらっしゃるんですよ。もう本当に田舎は嫌いだから都会に行って 住むという人は、ほとんど行くときはいないと思うんですよね。住んでみて便利だから残り たいという人はおってもですよ。 だから、地方の企業にもそうやって出ていく方が多いと、よい人材が集まりにくくなって、よい人材が来たら売り上げが上がりますけど、売り上げがよい人材は置いておくことができたら、新たな雇用が売り上げからも生まれてくると思うんですよ。地方に就職口がない、求人がないということで若者が転出していくと。そしたら、後継者がいないとか、やる気がある者がどんどん都会に出ていくとか、地方は活気がなくなり、新たな雇用も出ない。そしたらまた、地方に就職口、求人がないと、悪循環になると思うんですよ。

こういうのを考えて、まず、ふるさとが好きか嫌いかというのは、みんな好きだから、何かそれをとめておく、地元で何とか自分がやりたいことができないかとか、例えば、さっきの税金の話でもそうですけど、意識的にやっぱり残らんといかんと、残ってから頑張らんといかんと思わせることが大事だと思います。

地方を、嬉野市の人口の転入転出とか、出生、死亡者ですね、それを見てみても、平成17年のデータでいうと、生まれてきた方が228人、亡くなられた方が297人、これはマイナスの69人ですね。嬉野市全体でですね。転入されてきたのが990人、転出された方は1,193人、だから、転出された方が203人多いということになります。少子化社会だからというよりも、少子・高齢化社会が原因というものは69人がマイナスなんです。転入よりも転出が多いということで203人がマイナス、これはもう――もちろん、少子・高齢化に対してそういうことを考えるのもそうですけど、転出に歯どめをかけるか、もしくは転入、Uターンですね、それに取り組んでいくしかないと思うわけですけど、全国が一律な教育だけしよっても、結局はこの数字というのは変わらないと思います。やっぱりどうしても嬉野市の若い人ですね、納税する人をふやすには、市独自の取り組みが何か必要だと思いますけど、市長のお考えをお聞かせください。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

私も各学校ですね、小・中学校を伺い、高校にも行きますけれども、よく文化祭のときにも行くようにしておるわけでございますが、そこで文化祭のときに注目して見るようにしておりますのが、ここずっと続けていただいておりますインターンシップの経験をまとめたのがずっと会場に張ってあります。嬉野市内のどこの商店に行って、どういう仕事をしてきて、どういうお話をしたとか、書いてあります。そういうのを読んでみますと、非常に子供たちが、議員おっしゃいましたように、地域の情報に生で触れるということに非常に感動を覚えて、それをインターンシップの成果として出してくれておるわけでございまして、議員御発言のように、そういうことが非常に大切だろうなと、改めて今思うところでございます。

そういうことで、家族とはもちろん子供たちもつき合うわけでございますけれども、やっ

ぱり地域の方、その地域の方が特に実際生活をしておられる場で、いろんなことを見聞きするということによって、ああ、やっぱり嬉野にもこういう仕事があるのかと、こういうすばらしい方がおられるのかと。また、議員おっしゃったように、世界に通用するような仕事が嬉野でされているのかと、そういうことをやっぱり知ってくれるということにつきましては、変わってはきたといいますけれども、現在の子供も割と敏感に感動として受け取っているんではないかなというふうに思いますので、そういう点をやはり教育委員会と協議をしながら続けていければいいんじゃないかなというふうに思います。また、社会教育でもいろんな体験授業も行っておりますので、そういう点をやっぱりちゃんと続けていけるように、社会教育課とも連携しながら努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

小田議員。

〇1番(小田寛之君)

ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

先ほど市長がおっしゃられたUターンとか、そういう嬉野市の独自の取り組みというのはありますか。1回は県外に出ていっているけど、やっぱり帰りたいけど、何かいま一つ帰るきっかけというのがないという方も結構いらっしゃると思うんです。就職が、雇用がないのももちろんそうなんですけど、それ以外にもあると思うんですけど、嬉野市の取り組みというのは、Uターン、相談会ですね、そういう取り組みというのはありますか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

具体的に市内の企業を紹介するようなUターンの相談会あたりは開いたことはございませんけれども、県あたりが商工会議所と一緒に開かれておりますので、そういう中にはやはり私どもの情報も提供いたしておりますので、あれはいつですかね、夏と冬ですか、Uターン相談会もあっておりますので、そういう点でもう少し私どもの情報も出していければと思います。また、市独自の取り組みについては、今御提案でございますので、今後ぜひ検討させていただいて、何かできるはずでございますので、勉強してまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

小田議員。

〇1番(小田寛之君)

インターネットで調べたんですけど、市町村単位でも結構取り組んでおられる自治体はあ

るみたいです。県のホームページを見たら、佐賀県のレベルでは結構Uターンとか I ターン の取り組みですね、相談会の実施とか、結構あっているみたいですけど、市町村単位、嬉野 市でも独自の、そっちのほうの独自の取り組みというのをしていただきたいと思います。先ほど言ったように、生まれてくるのが少ないのよりも、転入が少なく転出が多いというのが 約3倍、69人と203人ですから、約3倍違うんですよね。だから、その転出をとめるのと転入をふやすのと、そっちのほうでも努力をされたほうが効果があると思います。

県外に出ていかれる方も帰るタイミングというのがあると思います。就職して3年から5年とか、そのくらいだと、まだ帰ろうと思うことができると思うんですよ。しかし、結婚をして、生活があるのに仕事をやめてまで地方に帰ってくるかというたら、それはちょっと難しいものがあると思います。だから、若い間だけ都会でしかできない勉強をして、あとは嬉野市に帰ってきてという取り組みができれば、転出していった人がまた帰ってくるというのが数字にも上がってくると思います。ただ、それが先ほどからずっと通告書にも出していますけど、ふるさとにどれだけ貢献するべきなのかというのを教えておくべきですね、子供のうちにですね。実際に20歳前後の人ですね、何人かが実際にそんな考えの人が結構いらっしゃるということをわかっていただきたいと思います。

ふるさと納税についてお尋ねします。

さっきから話しているように、夢があって出ていったり、田舎に帰りたいけど帰れないと、東京でしか仕事できないとか、それだけの役職がある仕事についているとか、そういう方に嬉野市のためになるというか、嬉野市に貢献してもらう制度として、ふるさと納税の制度というのが始まったわけですけど、寄附をわざわざするというのは面倒くさいことですね、はっきり言って。わざわざそれを調べて、どこに寄附したいかどうかするから、相当ふるさとに愛情がある人じゃないと、ふるさと納税というのはしてくれないと思います。その中で、お茶とか焼き物のお礼をやるとか、そういうのももちろんお礼としては大事だと思うんですけれども、長期的に取り組まなければいけないのは、市外に出られる前に、本当に嬉野に対する愛情というのをもっともっと強くはぐくんでもらってから出ていってもらわないと、ふるさと納税という形では帰ってこないと思います。そこら辺を市長、教育長にお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

ふるさと納税につきましては、ことしから始まったわけでございますけれども、今までい ろんな方にお願いしてきて感じたのは、議員のおっしゃるとおりでございます。私ども地方 は、ふるさと納税についてPRをいたしますけれども、都会の自治体はそうPRをしていな いんじゃないかなというふうに、実際お願いをして感じました。私も実際お願いをするわけ でございますけれども、先方の方の知識はほとんどないというようなことでございまして、 それは当然だろうと思います。また、いろんな御協賛いただく方もおられますし、また、し ばらくしてからという方が多いんじゃないかなと思いますので、これはしばらく時間がたて ば動きが出てくるんではないかなと思っております。

しかしながら、基本的にはやっぱり議員がおっしゃいますように、このふるさとで育った 方がそのことについて最初から知っていただいておくと。そして、いつかはということでし ていただくのが、順調に納税行為をしていただくということにつながっていくんではないか なと思いますので、そういう点はやっぱり今までちょっと動いた感じとして、こちらにいら っしゃる方にちゃんと知っておいていただいて、そして、ふるさとを離れられた方が自発的 に納税をしていただくというのが一番いい形でございますので、その点は何か方法を探って 努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

ふるさと納税についてでございますけれども、学校教育の中では、ふるさとを愛する教育の内面的な向上というんでしょうか、そういうものを学校現場では取り入れながら、そして、租税教室の中でふるさと納税制度というのが新設されておりますので、そういった部分もPRをして取り組んでいきたいというふうに思います。私も先般、同窓会がございました。そのときに市長のほうに来ていただいて、ふるさと納税制度についてのPRも実はしていただいたところです。その後、パンフあたりを配って、関東、関西方面からも見えておりましたので、機会あるごとにPRも兼ねて今後も取り組んでいきたいと思いますし、学校教育の中でもそういった形で今後も取り組んでPRをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〇議長(山口 要君)

小田議員。

〇1番(小田寛之君)

申告とか所得税の中で、実際にふるさと納税された分から5千円を引いた分が控除となるんですよね。だから、ふるさと納税というのは普通の税金より余計払わんといかんわけですね、払う人からしたら。そのくらいふるさとのためならそれだけ余分に払ってもいいと思うぐらい強い気持ちがないと、ふるさと納税というのはしてくださる方がいらっしゃらないと思いますので、ぜひ今現時点でのことしのふるさと納税がどうこうじゃなくて、何十年後かのふるさと納税がどうこうというような取り組みをしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

〇議長(山口 要君)

これで小田寛之議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時27分 散会